

申告書別表の記載例 (グループ通算制度適用法人用)

別冊（設例別表）

令和5年3月

国税庁（法人番号：7000012050002）

I	活用に当たっての留意事項	4
II	設例別表	
1	中小通算法人等の軽減対象所得金額の計算（別表一付表）	5
	・ 設例①－1：当初申告における軽減対象所得金額の計算	6
	・ 設例①－2：所得金額が変動する場合（遮断措置）	9
	・ 設例①－3：所得金額が変動する場合（全体再計算）	11
2	外国税額控除（別表六(二)、六(二)付表五、六(二)付表六）	13
	・ 設例②－1：当初申告において外国税額控除の適用を受ける場合	14
	・ 設例②－2：適用事業年度の税額控除額が変動する場合（進行年度調整）	19
3	一般試験研究費に係る法人税額の特別控除（別表六(九)、六(九)付表、六(十五)、六(十六)）	22
	・ 設例③－1：当初申告において一般試験研究費に係る法人税額の特別控除の適用を受ける場合	23
	・ 設例③－2：自己の当初申告の数値に誤りがあった場合（税額控除可能分配額を減少させる場合）	28
	・ 設例③－3－1：自己の当初申告の数値に誤りがあった場合（税額控除可能分配額を減少させるとともに取戻し課税を行う場合）	31
	・ 設例③－3－2：適用対象事業年度において非特定欠損金額が生じた場合（取戻し課税）	34
	・ 設例③－3－3：非特定欠損金額が生じた事業年度後の調整及び取戻し超過がある場合（進行年度調整）	37
4	損益通算（別表七の三）	44
	・ 設例④－1－1：当初申告において期限後申告をした通算法人の損益通算	45
	・ 設例④－1－2：当初申告が期限後申告である通算法人が修正申告をする場合	49

・ 設例④－２－１：グループ全体が欠損超過のため遮断措置が適用されない場合（全体再計算）	51
・ 設例④－２－２：全体再計算後に欠損金額が減少する場合（遮断措置）	53
5 欠損金の通算（別表七（一）、七（二）、七（二）付表一、七（二）付表二）	55
・ 設例⑤－１：当初申告における欠損金の通算	56
・ 設例⑤－２－１：欠損控除前所得金額の変動に伴う遮断措置（当初被配賦欠損金控除額がある場合）	66
・ 設例⑤－２－２：欠損控除前所得金額の変動に伴う遮断措置（当初配賦欠損金控除額がある場合）	70
・ 設例⑤－２－３：他の通算法人に配賦した非特定欠損金額が過大であった場合の遮断措置（取戻し調整）	74
6 受取配当等の益金不算入（配当等の額から控除する利子の額の計算）（別表八（一）付表二）	78
・ 設例⑥－１：当初申告において令第19条第2項の規定を適用する場合	79
・ 設例⑥－２－１：令第19条第2項（特例）の適用の判定	84
・ 設例⑥－２－２：概算控除を適用していた通算法人が修正により特例を適用することとなる場合（全体再計算）	88
・ 設例⑥－２－３：遮断措置があった場合における控除不足となる金額の益金算入	92
7 交際費等の損金不算入（通算定額控除限度分配額の計算）（別表十五付表）	95
・ 設例⑦－１：当初申告における通算定額控除限度分配額の計算	96
・ 設例⑦－２－１：更正通知書（全体再計算）が送達された場合の計算過程	101
・ 設例⑦－２－２：全体再計算後に支出交際費等の額が変動する場合（遮断措置）	105

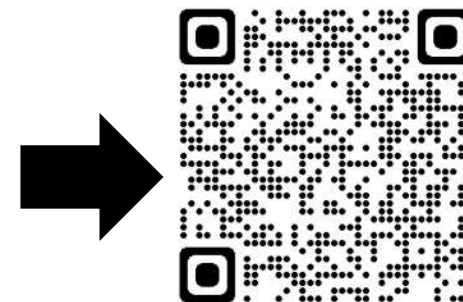
I 活用に当たっての留意事項

- ・ この別冊（設例別表）は、申告書別表の記載例（グループ通算制度適用法人用）のⅡ各表の記載例の各設例をもとに作成される別表を掲載しています。
- ・ 別表は、令和4年4月1日以後終了事業年度分に係る別表により掲載しています。
- ・ 修正申告書又は更正請求書を作成する際に、当初申告額を記載する項目などの遮断措置に係る項目は青文字で、再計算により金額が異動する項目などの全体再計算に係る項目は紫文字で表示しています。
- ・ 各別表の記載方法の詳細については、申告書別表の記載例（グループ通算制度適用法人用）をご確認ください。
- ・ この別冊（設例別表）は一定の仮定に基づきますので、実際の中間申告、確定申告、修正申告又は更正の請求に当たっては、関係法令や法人税申告書別表に係る記載要領（国税庁ホームページ）を確認する必要がある点に留意してください。

国税庁ホームページでは、この記載例のほかに各種参考となる情報を提供しています。

➤ グループ通算制度について

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/hojin/group_tsusan/index.htm



1 中小通算法人等の軽減対象所得金額の計算 (別表一付表)

設例①－ 1

当初申告における軽減対象所得金額の計算

中小通算法人等の軽減対象所得金額の計算に関する明細書

事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	P社	
所得金額 (別表一「1」)	1	23,456,100	円	
他の中小通算法人等の所得金額の合計額 (別表十八(一)「4の計」-(1))	2	12,345,400	円	
計 (1)+(2))	3	35,801,500	円	
軽減対象所得金額 (800万円× $\frac{12}{12}$ × $\frac{(1)}{(3)}$)	4	5,241,367	円	
(1)のうち軽減対象所得金額以下の金額 ((1)と(4)のうち少ない金額)	5	5,241,367	円	

別表一付表

各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書

事業年度等	X・4・1 X+1・3・31	法人名	P社	
通算親法人	P社	S1社		
法人番号	※本設例では記載省略			
納税地				
事業年度等	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	・	・

別表十八(一)

I 各通算法人の所得金額等に関する明細書						
所得金額 (別表一付表「1」) (欠損の場合は0)	4	23,456,100	12,345,400	円	円	35,801,500
調整通算外配当等流出額 (別表三(一)付表二「20」)	5					
純通算内配当等の額 (別表三(一)付表二「22」)	6					
所得金額密引計 (「(別表四「39の①」)-(別表七(三)「9」)」が0以上の場合のその0以上の額)	7					
欠損金額密引計 (別表四「39の①」-(別表七(三)「9」) (プラスの場合は0)	8					
法人税額 (別表六(二)付表五「1」)	9					
所得金額又は欠損金額 (別表六(二)付表五「13」)	10					
(10)のうち0を超える金額	11					
(10)が0を下回る場合のその下回る額	12					
非課税国外所得金額 (別表六(二)付表五「17」)	13					
(13)が0を下回る場合のその下回る額	14					
(13)のうち0を超える金額	15					
加算前国外所得金額のうち0を超えるもの (別表六(二)付表五「19」のうち0を超える金額)	16					
調整前国外所得金額 (別表六(二)付表五「25」)	17					
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「31」)	18					
(18)が0を下回る場合のその下回る額	19					
(18)のうち0を超える金額	20					
当初損金算入超過額 (当初申告の別表七(一)「4の計」-「2」) (マイナスの場合は0)	21					
当初損金算入不足額 (当初申告の別表七(一)「2」-「4の計」) (マイナスの場合は0)	22					
損金算入限度額 (別表七(二)付表一「2」)	23					
控除対象欠損金額 (別表七(三)付表「8」)	24					
中間申告における発生災害損失欠損金額のうち通算対象外欠損金額以外の部分の金額 (別表七(五)「5」)	25					
通算対象外欠損金額以外の部分に係る繰戻し額 (別表七(五)「7」)	26					
通算前所得金額 (別表七の三「1」)	27					
調整通算前欠損金額 (別表七の三「7」)	28					
適用関連法人配当等の額の合計額 (別表八(一)付表二「1」)	29					
支払利子合計額 (別表八(一)付表二「6」)	30					

II 各通算法人の地方法人税額等に関する明細書						
地方法人税額 (別表六(二)付表五「37」)	31	円	円	円	円	円
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「39」)	32					
(32)が0を下回る場合のその下回る額	33					
(32)のうち0を超える金額	34					

中小通算法人等の軽減対象所得金額の計算に関する
明細書

事業年度		法人名			
X・4・1 X+1・3・31		S1社			
所得金額	1	円	軽減対象所得金額	4	円
(別表一「1」)	12,345,400		(800万円 × $\frac{12}{12} \times \frac{(1)}{(3)}$)	2,758,633	
他の中小通算法人等の所得金額の合計額 (別表十八(一)「4の計」)-(1)	23,456,100				
計 (1)+(2)	35,801,500		(1)のうち軽減対象所得金額以下の金額 (1)と(4)のうち少ない金額	2,758,633	

別表
一付
表

設例①－2

所得金額が変動する場合（遮断措置）

中小通算法人等の軽減対象所得金額の計算に関する明細書

事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S2社
所得金額 (別表一「1」)	1	3,900,000	円
他の中小通算法人等の所得金額の合計額 (別表十八(一)「4の計」-(1))	2	9,500,000	円
計 (1)+(2))	3	13,400,000	円
軽減対象所得金額 (800万円× $\frac{12}{12}$ × $\frac{(1)}{(3)}$)	4	1,920,000	円
(1)のうち軽減対象所得金額以下の金額 (1)と(4)のうち少ない金額	5	1,920,000	円

別表一付表

各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書

事業年度等	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S2社
通算親法人	P社	S1社	S2社
法人名	※本設例では記載省略		
法人番号	※本設例では記載省略		
納税地	※本設例では記載省略		
事業年度等	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31
I 各通算法人の所得金額等に関する明細書			
所得金額 (別表一付表「1」) (欠損の場合は0)	4	2,000,000	7,500,000
調整通算外配当等流出額 (別表三(一)付表二「20」)	5		
純通算内配当等の額 (別表三(一)付表二「22」)	6		
所得金額密引計 (「(別表四「39の①」)-(別表七(三)「9」)」が0以上の場合のその0以上の額)	7		
欠損金額密引計 (「(別表四「39の①」)-(別表七(三)「9」)」がプラスの場合のみ)	8		
法人税額 (別表六(二)付表五「1」)	9		
所得金額又は欠損金額 (別表六(二)付表五「13」)	10		
(10)のうち0を超える金額	11		
(10)が0を下回る場合のその下回る額	12		
非課税国外所得金額 (別表六(二)付表五「17」)	13		
(13)が0を下回る場合のその下回る額	14		
(13)のうち0を超える金額	15		
加算前国外所得金額のうち0を超えるもの (別表六(二)付表五「19」のうち0を超える金額)	16		
調整前国外所得金額 (別表六(二)付表五「25」)	17		
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「31」)	18		
(18)が0を下回る場合のその下回る額	19		
(18)のうち0を超える金額	20		
当初損金算入超過額 (当初申告の別表七(一)「4の計」-「2」) (マイナスの場合は0)	21		
当初損金算入不足額 (当初申告の別表七(一)「2」-「4の計」) (マイナスの場合は0)	22		
損金算入限度額 (別表七(二)付表一「2」)	23		
控除対象欠損金額 (別表七(三)付表「8」)	24		
中間申告における発生災害等損失欠損金額のうち通算対象外欠損金額以外の部分の金額 (別表七(五)「5」)	25		
通算対象外欠損金額以外の部分に係る繰戻し額 (別表七(五)「7」)	26		
通算前所得金額 (別表七の三「1」)	27		
調整通算前欠損金額 (別表七の三「7」)	28		
適用関連法人配当等の額の合計額 (別表八(一)付表二「1」)	29		
支払利子合計額 (別表八(一)付表二「6」)	30		
II 各通算法人の地方法人税額等に関する明細書			
地方法人税額 (別表六(二)付表五「37」)	31		
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「39」)	32		
(32)が0を下回る場合のその下回る額	33		
(32)のうち0を超える金額	34		

別表十八(一)

設例①－3

所得金額が変動する場合（全体再計算）

中小通算法人等の軽減対象所得金額の計算に関する明細書

事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S1社
所得金額 (別表一「1」)	1	1,000,000	円
他の中小通算法人等の所得金額の合計額 (別表十八(一)「4の計」-(1))	2	6,400,000	円
計 (1)+(2))	3	7,400,000	円
軽減対象所得金額 (800万円× $\frac{12}{12}$ × $\frac{(1)}{(3)}$)	4	1,081,081	円
(1)のうち軽減対象所得金額以下の金額 (1)と(4)のうち少ない金額	5	1,000,000	円

別表一付表

各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書

事業年度等	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S1社
通算親法人	P社	S1社	S2社
法人名	※本設例では記載省略		
法人番号	※本設例では記載省略		
納税地	※本設例では記載省略		
事業年度等	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31
I 各通算法人の所得金額等に関する明細書			
所得金額 (別表一付表「1」) (欠損の場合は0)	4	2,500,000	1,000,000
調整通算外配当等流出額 (別表三(一)付表二「20」)	5		
純通算内配当等の額 (別表三(一)付表二「22」)	6		
所得金額密引計 (「(別表四「39の①」)-(別表七(三)「9」)」が0以上の場合のその0以上の額)	7		
欠損金額密引計 (別表四「39の②」)-(別表七(三)「9」) (プラスの場合は0)	8		
法人税額 (別表六(二)付表五「1」)	9		
所得金額又は欠損金額 (別表六(二)付表五「13」)	10		
(10)のうち0を超える金額	11		
(10)が0を下回る場合のその下回る額	12		
非課税国外所得金額 (別表六(二)付表五「17」)	13		
(13)が0を下回る場合のその下回る額	14		
(13)のうち0を超える金額	15		
加算前国外所得金額のうち0を超えるもの (別表六(二)付表五「19」のうち0を超える金額)	16		
調整前国外所得金額 (別表六(二)付表五「25」)	17		
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「31」)	18		
(18)が0を下回る場合のその下回る額	19		
(18)のうち0を超える金額	20		
当初損金算入超過額 (当初申告の別表七(一)「4の計」-「2」) (マイナスの場合は0)	21		
当初損金算入不足額 (当初申告の別表七(一)「2」-「4の計」) (マイナスの場合は0)	22		
損金算入限度額 (別表七(二)付表一「2」)	23		
控除対象欠損金額 (別表七(三)付表「8」)	24		
中間申告における発生災害等損失欠損金額のうち通算対象外欠損金額以外の部分の金額 (別表七(五)「5」)	25		
通算対象外欠損金額以外の部分に係る繰戻し額 (別表七(五)「7」)	26		
通算前所得金額 (別表七の三「1」)	27		
調整通算前欠損金額 (別表七の三「7」)	28		
適用関連法人配当等の額の合計額 (別表八(一)付表二「1」)	29		
支払利子合計額 (別表八(一)付表二「6」)	30		
II 各通算法人の地方法人税額等に関する明細書			
地方法人税額 (別表六(二)付表五「37」)	31		
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「39」)	32		
(32)が0を下回る場合のその下回る額	33		
(32)のうち0を超える金額	34		

別表十八(一)

2 外国税額控除

(別表六(二)、六(二)付表五、六(二)付表六)

設例②－1

当初申告において外国税額控除の適用を受け
る場合

内国法人の外国税額の控除に関する明細書

事業年度等	X・4・1 X+1・3・31	法人名	P社
-------	-------------------	-----	----

別表六(二)

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」	1	400	円
区 分	①	②	円
当期の法人税額 (別表一「2」-「3」-別表六(五)の②「5」の②-別表十七(三)の六「1」) (マイナスの場合は0)	2		
当期の法人税額 (別表一「2」-「3」-別表六(五)の②「5」の②-別表十七(三)の六「1」) (マイナスの場合は0)	2		
所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)	3		
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)	4		
被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損算入額	5		
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損算入額 (別表十(四)「20」)	6		
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の益算入額 (別表十(四)「21」又は「23」)	7		
組合等損失額の損算不納入額 (別表九(二)「6」)	8		
組合等損失超過合計額の損算入額 (別表九(二)「9」)	9		
計 (3)+(4)+(5)+(6)-(7)-(8)+(9) (マイナスの場合は0)	10		
国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	11		
その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (47)の①)	12		
(11)+(12) (マイナスの場合は0)	13		
非課税国外所得の金額 (47)の②)+別表六(二)付表一「26」) (マイナスの場合は0)	14		
(13)-(14) (マイナスの場合は0)	15		
(10) × 90%	16		
調整国外所得金額 (15)と(16)のうち少ない金額)	17		
法人税の控除限度額 (2) × (17) (通算法人の場合は別表六(二)付表五「35」)	18	216	
法第69条第1項により控除できる金額 (1)と(18)のうち少ない金額)	19	216	
法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30」の②)	20		
法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34」の②)	21		
((19)+(20)+(21))又は当初申告税額控除額	22	216	
法第69条第18項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「6」の計)	23		
当期に控除できる金額 (22)+(23)	24	216	

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

当期の控除対象外国法人税額 (1)	48	円	地方法人税控除限度額 (52) × (17) (通算法人の場合は別表六(二)付表五「43」)	53	円
法人税の控除限度額 (18)	49		地方第12条第1項により控除できる金額 (50)と(53)のうち少ない金額)	54	
差引控除対象外国法人税額 (48)-(49)	50		(54)又は当初申告税額控除額	55	
課税標準法人税額 (別表一「2」-「3」)	51	000	地方第12条第8項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「13」の計)	56	
地方法人税額の計算 (51) × 10.3% - ((別表六(五)の②「5」の②)+(別表十七(三)の六「1」)-(51))と0のうち多い金額) (マイナスの場合は0)	52		外国税額の控除額 (55)+(56)	57	

通算法人の控除限度額の計算等に関する明細書

事業年度等	X・4・1 X+1・3・31	法人名	P社
-------	-------------------	-----	----

別表六(二)付表五

I 通算法人の法人税の控除限度額の計算に関する明細書			
当期の法人税額 (別表一「2」-「3」-別表六(五)の②「5」の②-別表十七(三)の六「1」) (マイナスの場合は0)	1	400	円
法人税額の合計額 (別表十八(一)「9」の計)	2	760	円
所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)	3	2,000	円
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)	4		円
通算対象欠損金額の損算入額 (別表七(三)「5」)	5		円
通算対象所得金額の益算入額 (別表七(三)「11」)	6		円
当初配賦欠損控除額の益算入額 (別表七(二)付表一「23」の計)	7		円
通算法人の合併等があった場合の欠損金の損算入額 (別表四付表「9」の①)	8		円
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損算入額 (別表十(四)「20」)	9		円
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の益算入額 (別表十(四)「21」又は「23」)	10		円
組合等損失額の損算不納入額 (別表九(二)「6」)	11		円
組合等損失超過合計額の損算入額 (別表九(二)「9」)	12		円
計 (3)+(4)+(5)-(6)-(7)+(8)+(9) -(10)-(11)+(12)	13	2,000	円
所得金額の合計額から欠損金額の合計額を控除した金額 (別表十八(一)「11」の計)-「12」の計) (マイナスの場合は0)	14	3,800	円
国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	15	1,500	円
その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (別表六(二)「47」の①)	16		円
非課税国外所得金額 (別表六(二)「47」の②)+別表六(二)付表一「26」)	17	300	円
(17)のうち0を超える金額	18	300	円
加算前国外所得金額 (15)+(16)-(18)	19	1,200	円
非課税国外所得金額が0を下回る場合のその下回る額の合計額 (別表十八(一)「14」の計)	20	100	円
非課税国外所得金額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「15」の計)	21	500	円
(20)のうち(21)に達するまでの金額	22	100	円
加算前国外所得金額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「16」の計)	23	3,000	円
加算調整額 (19) × (23) (22) × (23)	24	40	円
調整前国外所得金額 (19)+(24)	25	1,240	円
調整前国外所得金額の合計額 (別表十八(一)「17」の計)	26	2,700	円
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損算入額 (別表十(四)「20」)	27	3,420	円
(14) × 90%	27	3,420	円
(26)-(27) (マイナスの場合は0)	28	0	円
調整金額 (28) × (23)	29	0	円
調整国外所得金額 (25)-(29)	30	1,240	円
調整前控除限度額 (2) × (30) (14)	31	248	円
調整前控除限度額が0を下回る場合のその下回る額の合計額 (別表十八(一)「19」の計)	32	80	円
調整前控除限度額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「20」の計)	33	620	円
控除限度調整額 (32) × (31) (33)	34	32	円
法人税の控除限度額 (31)-(34) (マイナスの場合は0)	35	216	円

II 通算法人の地方法人税控除限度額の計算に関する明細書

課税標準法人税額 (別表一「2」-「3」)	36	000	調整前控除限度額が0を下回る場合のその下回る額の合計額 (別表十八(一)「33」の計)	40	円
地方法人税額の計算 (36) × 10.3% - ((別表六(五)の②「5」の②)+(別表十七(三)の六「1」)-(36))と0のうち多い金額) (マイナスの場合は0)	37		調整前控除限度額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「34」の計)	41	
地方法人税額の合計額 (別表十八(一)「31」の計)	38		控除限度調整額 (40) × (39) (41)	42	
調整前控除限度額 (38) × (30) (14)	39		地方法人税控除限度額 (39)-(42) (マイナスの場合は0)	43	

各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書

事業年度等	X・4・1 X+1・3・31	法人名	P社
-------	-------------------	-----	----

別表十八(一)

法人名	1	通算親法人					計
法人番号		P社	S1社	S2社			
納税地	2	※本設例では記載省略					
事業年度等	3	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	・	・	

I 各通算法人の所得金額等に関する明細書

所得金額 (別表一付表「1」) (欠損の場合は0)	4	円	円	円	円	円	円
調整通算外配当等流出額 (別表三(一)付表二「20」)	5						
純通算内配当等の額 (別表三(一)付表二「22」)	6						
所得金額差引計 (別表四「39の①」) = (別表七(三)「9」)が0以上の場合のその0以上の額	7						
欠損金額差引計 (別表四「39の①」) - (別表七(三)「9」) (プラスの場合は0)	8						
法人税額 (別表六(二)付表五「1」)	9	400	360	0			760
所得金額又は欠損金額 (別表六(二)付表五「13」)	10	2,000	1,800	0			
(10)のうち0を超える金額	11	2,000	1,800				3,800
(10)が0を下回る場合のその下回る額	12						
非課税国外所得金額 (別表六(二)付表五「17」)	13	300	▲100	200			
(13)が0を下回る場合のその下回る額	14		100				100
(13)のうち0を超える金額	15	300		200			500
加算前国外所得金額のうち0を超えるもの (別表六(二)付表五「19」のうち0を超える金額)	16	1,200	1,800				3,000
調整前国外所得金額 (別表六(二)付表五「25」)	17	1,240	1,860	▲400			2,700
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「31」)	18	248	372	▲80			
(18)が0を下回る場合のその下回る額	19			80			80
(18)のうち0を超える金額	20	248	372				620
当初損金算入超過額 (当初申告の別表七(一)「4の計」 - 「2」) (マイナスの場合は0)	21						
当初損金算入不足額 (当初申告の別表七(一)「2」 - 「4の計」) (マイナスの場合は0)	22						
損金算入限度額 (別表七(二)付表一「2」)	23						
控除対象欠損金額 (別表七(三)付表「8」)	24						
中間申告における発生災害損失欠損金額のうち通算対象外欠損金額以外の部分の金額 (別表七(五)「5」)	25						
通算対象外欠損金額以外の部分に係る繰戻し額 (別表七(五)「7」)	26						
通算前所得金額 (別表七の三「1」)	27						
調整通算前欠損金額 (別表七の三「7」)	28						
適用関連法人配当等の額の合計額 (別表八(一)付表二「1」)	29						
支払利子合計額 (別表八(一)付表二「6」)	30						

II 各通算法人の地方法人税額等に関する明細書

地方法人税額 (別表六(二)付表五「37」)	31	円	円	円	円	円	円
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「39」)	32						
(32)が0を下回る場合のその下回る額	33						
(32)のうち0を超える金額	34						

内国法人の外国税額の控除に関する明細書

事業年度等	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S1社
-------	-------------------	-----	-----

別表六(二)

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」)	円	区 分	国外所得対応分 ①のうち非課税所得分
	200		① 円 ② 円
当期の法人税額 (別表一「2」-「3」-別表六(五)の②「5」の②-別表十七(三)の六「1」) (マイナスの場合は0)	2	その他の国外源泉所得に係る当期利益又は当期欠損の額	25
所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)	3	納付した控除対象外国法人税額	26
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)	4	交際費等の損金不算入額	27
被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損算入額	5	貸倒引当金の戻入額	28
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損算入額 (別表十(四)「20」)	6		29
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の益算入額 (別表十(四)「21」又は「23」)	7		30
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	8		31
組合等損失超過合計額の損算入額 (別表九(二)「9」)	9		32
計 (3)+(4)+(5)+(6)-(7)-(8)+(9) (マイナスの場合は0)	10		33
国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	11		34
その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (47)の①)	12		35
(11)+(12) (マイナスの場合は0)	13	小 計	36
非課税国外所得の金額 (47)の②)+別表六(二)付表一「26」) (マイナスの場合は0)	14	貸倒引当金の繰入額	37
(13)-(14) (マイナスの場合は0)	15		38
(10) × 90%	16		39
調整国外所得金額 (15)と(16)のうち少ない金額)	17		40
法人税の控除限度額 (2) × $\frac{(17)}{(10)}$ (通算法人の場合は別表六(二)付表五「35」)	18		41
法第69条第1項により控除できる金額 (1)と(18)のうち少ない金額)	19		42
法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30」の②)	20		43
法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34」の②)	21		44
((19)+(20)+(21))又は当初申告税額控除額	22		45
法第69条第18項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「6」の計)	23	小 計	46
当期に控除できる金額 (22)+(23)	24	計 (25)+(36)-(46)	47

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

当期の控除対象外国法人税額 (1)	円	地方法人税控除限度額 (52) × $\frac{(17)}{(10)}$ (通算法人の場合は別表六(二)付表五「43」)	円
法人税の控除限度額 (18)	49	地方法第12条第1項により控除できる金額 (50)と(53)のうち少ない金額)	54
差引控除対象外国法人税額 (48)-(49)	50	(54)又は当初申告税額控除額	55
課税標準法人税額 (別表一「2」-「3」)	51	地方法第12条第8項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「13」の計)	56
地方法人税額の計算 (51) × 10.3% - ((別表六(五)の②「5」の②)+(別表十七(三)の六「1」)-(51))と0のうち多い金額) (マイナスの場合は0)	52	外国税額の控除額 (55)+(56)	57

通算法人の控除限度額の計算等に関する明細書

事業年度等	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S1社
-------	-------------------	-----	-----

別表六(二)付表五

I 通算法人の法人税の控除限度額の計算に関する明細書			
当期の法人税額 (別表一「2」-「3」-別表六(五)の②「5」の②-別表十七(三)の六「1」) (マイナスの場合は0)	円	当期の法人税額 (別表一「2」-「3」-別表六(五)の②「5」の②-別表十七(三)の六「1」) (マイナスの場合は0)	円
	360		100
法人税額の合計額 (別表一「1」-「9」の計)	2	非課税国外所得金額が0を下回る場合のその下回る額の合計額 (別表十八(一)「14」の計)	20
所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)	3	非課税国外所得金額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「15」の計)	21
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)	4	(20)のうち(21)に達するまでの金額	22
通算対象欠損金額の損算入額 (別表七(三)「5」)	5	加算前国外所得金額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「16」の計)	23
通算対象所得金額の益算入額 (別表七(三)「11」)	6	加算調整額 (19) × $\frac{(22)}{(23)}$	24
当初配賦欠損控除額の益算入額 (別表七(二)付表一「23」の計)	7	調整前国外所得金額 (19)+(24)	25
通算法人の合併等があった場合の欠損金の損算入額 (別表四付表「9」の①)	8	調整前国外所得金額の合計額 (別表十八(一)「17」の計)	26
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損算入額 (別表十(四)「20」)	9	(14) × 90%	27
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の益算入額 (別表十(四)「21」又は「23」)	10	(26)-(27) (マイナスの場合は0)	28
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	11	調整金額 (28) × $\frac{(19)}{(23)}$	29
組合等損失超過合計額の損算入額 (別表九(二)「9」)	12	調整国外所得金額 (25)-(29)	30
計 (3)+(4)+(5)-(6)-(7)+(8)+(9) (10)-(11)+(12)	13	調整前控除限度額 (2) × $\frac{(30)}{(14)}$	31
所得金額の合計額から欠損金額の合計額を控除した金額 (別表十八(一)「11」の計)-「12」の計) (マイナスの場合は0)	14	当期の金額 (31)と(32)のうち少ない金額)	32
国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	15	調整前控除限度額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「20」の計)	33
その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (別表六(二)「47」の①)	16	控除限度調整額 (32) × $\frac{(31)}{(33)}$	34
非課税国外所得金額 (別表六(二)「47」の②)+別表六(二)付表一「26」)	17	法人税の控除限度額 (31)-(34) (マイナスの場合は0)	35
(17)のうち0を超える金額	18		
加算前国外所得金額 (15)+(16)-(18)	19		

II 通算法人の地方法人税控除限度額の計算に関する明細書

地方法人税額の計算 (51) × 10.3% - ((別表六(五)の②「5」の②)+(別表十七(三)の六「1」)-(51))と0のうち多い金額) (マイナスの場合は0)	円	調整前控除限度額 (38) × $\frac{(30)}{(14)}$	円
調整前控除限度額が0を下回る場合のその下回る額の合計額 (別表十八(一)「33」の計)	36	調整前控除限度額 (39)-(42) (マイナスの場合は0)	40
調整前控除限度額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「34」の計)	37		41
控除限度調整額 (40) × $\frac{(39)}{(41)}$	38		42
地方法人税控除限度額 (39)-(42) (マイナスの場合は0)	39		43

内国法人の外国税額の控除に関する明細書

事業年度等	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S2社
-------	-------------------	-----	-----

別表六(二)

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」	円	区 分	国外所得対応分 ①のうち非課税所得分
1	0		① 円 ② 円
当期の法人税額 (別表一「2」-「3」-別表六(五)の②「5」の②-別表十七(三)の六「1」) (マイナスの場合は0)	2	その他の国外源泉所得に係る当期利益又は当期欠損の額	25
所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)	3	納付した控除対象外国法人税額	26
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)	4	交際費等の損金不算入額	27
被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額	5	貸倒引当金の戻入額	28
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額 (別表十(四)「20」)	6		29
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の益金算入額 (別表十(四)「21」又は「23」)	7		30
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	8		31
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	9		32
計 (3)+(4)+(5)+(6)-(7)-(8)+(9) (マイナスの場合は0)	10		33
国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	11		34
その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (47)の①)	12		35
(11)+(12) (マイナスの場合は0)	13	小 計	36
非課税国外所得の金額 (47)の②)+別表六(二)付表一「26」) (マイナスの場合は0)	14	貸倒引当金の繰入額	37
(13)-(14) (マイナスの場合は0)	15		38
(10) × 90%	16		39
調整国外所得金額 (15)と(16)のうち少ない金額)	17		40
法人税の控除限度額 (2) × $\frac{(17)}{(10)}$ (通算法人の場合は別表六(二)付表五「35」)	18		41
法第69条第1項により控除できる金額 (1)と(18)のうち少ない金額)	19		42
法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30」の②)	20		43
法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34」の②)	21		44
((19)+(20)+(21))又は当初申告税額控除額	22		45
法第69条第18項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「6」の計)	23	小 計	46
当期に控除できる金額 (22)+(23)	24	計 (25)+(36)-(46)	47

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

当期の控除対象外国法人税額 (1)	円	地方法人税控除限度額 (52) × $\frac{(17)}{(10)}$ (通算法人の場合は別表六(二)付表五「43」)	円
法人税の控除限度額 (18)	48	地方法第12条第1項により控除できる金額 (50)と(53)のうち少ない金額)	53
差引控除対象外国法人税額 (48)-(49)	49	(54)又は当初申告税額控除額	54
課税標準法人税額 (別表一「2」-「3」)	50	地方法第12条第8項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「13」の計)	55
地方法人税額の計算 (51) × 10.3% - ((別表六(五)の②「5」の②)+(別表十七(三)の六「1」)-(51))と0のうち多い金額 (マイナスの場合は0)	51	外国税額の控除額 (55)+(56)	56
地方法人税額の計算 (51) × 10.3% - ((別表六(五)の②「5」の②)+(別表十七(三)の六「1」)-(51))と0のうち多い金額 (マイナスの場合は0)	52		57

通算法人の控除限度額の計算等に関する明細書

事業年度等	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S2社
-------	-------------------	-----	-----

別表六(二)付表五

I 通算法人の法人税の控除限度額の計算に関する明細書			
当期の法人税額 (別表一「2」-「3」-別表六(五)の②「5」の②-別表十七(三)の六「1」) (マイナスの場合は0)	円	当期の法人税額の合計額 (別表一八(一)「9」の計)	円
1	0	2	760
当期の法人税額 (別表一「2」-「3」-別表六(五)の②「5」の②-別表十七(三)の六「1」) (マイナスの場合は0)	1	所得金額の合計額から欠損金額の合計額を控除した金額 (別表一八(一)「11」の計)-「12」の計) (マイナスの場合は0)	14
法人税額の合計額 (別表一八(一)「9」の計)	2	調整前控除限度額が0を下回る場合のその下回る額の合計額 (別表一八(一)「19」の計)	32
所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)	3	調整前控除限度額のうち0を超えるものの合計額 (別表一八(一)「34」の計)	41
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)	4	控除限度調整額 (40) × $\frac{(39)}{(41)}$	42
通算対象欠損金額の損金算入額 (別表七(三)「5」)	5	調整前控除限度額 (38) × $\frac{(30)}{(14)}$	39
通算対象所得金額の益金算入額 (別表七(三)「11」)	6		
当初配賦欠損控除額の益金算入額 (別表七(二)付表一「23」の計)	7		
通算法人の合併等があった場合の欠損金の損金算入額 (別表四付表「9」の①)	8		
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額 (別表十(四)「20」)	9		
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の益金算入額 (別表十(四)「21」又は「23」)	10		
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	11		
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	12		
計 (3)+(4)+(5)-(6)-(7)+(8)+(9)- (10)-(11)+(12)	13		
所得金額の合計額から欠損金額の合計額を控除した金額 (別表一八(一)「11」の計)-「12」の計) (マイナスの場合は0)	14		
調整前控除限度額が0を下回る場合のその下回る額の合計額 (別表一八(一)「19」の計)	15		
調整前控除限度額のうち0を超えるものの合計額 (別表一八(一)「34」の計)	16		
非課税国外所得金額 (別表六(二)「47」の②)+別表六(二)付表一「26」)	17		
(17)のうち0を超える金額	18		
加算前国外所得金額 (15)+(16)-(18)	19		
当期の法人税額 (別表一「2」-「3」-別表六(五)の②「5」の②-別表十七(三)の六「1」) (マイナスの場合は0)	1	調整前控除限度額が0を下回る場合のその下回る額の合計額 (別表一八(一)「19」の計)	20
法人税額の合計額 (別表一八(一)「9」の計)	2	調整前控除限度額のうち0を超えるものの合計額 (別表一八(一)「34」の計)	21
所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)	3	(20)のうち(21)に達するまでの金額	22
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)	4	加算前国外所得金額のうち0を超えるものの合計額 (別表一八(一)「16」の計)	23
通算対象欠損金額の損金算入額 (別表七(三)「5」)	5	加算調整額 (22) × $\frac{(19)}{(23)}$	24
通算対象所得金額の益金算入額 (別表七(三)「11」)	6	調整前国外所得金額 (19)+(24)	25
当初配賦欠損控除額の益金算入額 (別表七(二)付表一「23」の計)	7	調整前国外所得金額の合計額 (別表一八(一)「17」の計)	26
通算法人の合併等があった場合の欠損金の損金算入額 (別表四付表「9」の①)	8	(14) × 90%	27
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額 (別表十(四)「20」)	9	(26)-(27) (マイナスの場合は0)	28
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の益金算入額 (別表十(四)「21」又は「23」)	10	調整金額 (28) × $\frac{(19)}{(23)}$	29
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	11	調整国外所得金額 (25)-(29)	30
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	12	調整前控除限度額 (2) × $\frac{(30)}{(14)}$	31
計 (3)+(4)+(5)-(6)-(7)+(8)+(9)- (10)-(11)+(12)	13	調整前控除限度額が0を下回る場合のその下回る額の合計額 (別表一八(一)「19」の計)	32
所得金額の合計額から欠損金額の合計額を控除した金額 (別表一八(一)「11」の計)-「12」の計) (マイナスの場合は0)	14	調整前控除限度額のうち0を超えるものの合計額 (別表一八(一)「34」の計)	33
調整前控除限度額が0を下回る場合のその下回る額の合計額 (別表一八(一)「19」の計)	15	控除限度調整額 (32) × $\frac{(31)}{(33)}$	34
調整前控除限度額のうち0を超えるものの合計額 (別表一八(一)「34」の計)	16	法人税の控除限度額 (31)-(34) (マイナスの場合は0)	35
非課税国外所得金額 (別表六(二)「47」の②)+別表六(二)付表一「26」)	17		
(17)のうち0を超える金額	18		
加算前国外所得金額 (15)+(16)-(18)	19		

II 通算法人の地方法人税控除限度額の計算に関する明細書

課税標準法人税額 (別表一「2」-「3」)	円	調整前控除限度額が0を下回る場合のその下回る額の合計額 (別表一八(一)「33」の計)	円
地方法人税額の計算 (36) × 10.3% - ((別表六(五)の②「5」の②)+(別表十七(三)の六「1」)-(36))と0のうち多い金額 (マイナスの場合は0)	36	調整前控除限度額のうち0を超えるものの合計額 (別表一八(一)「34」の計)	41
地方法人税額の合計額 (別表一八(一)「31」の計)	37	控除限度調整額 (40) × $\frac{(39)}{(41)}$	42
調整前控除限度額 (38) × $\frac{(30)}{(14)}$	38	地方法人税控除限度額 (39)-(42) (マイナスの場合は0)	43

設例②－2

適用事業年度の税額控除額が変動する場合
（進行年度調整）

税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書

事業年度等		法人名					
X+1・4・1 X+2・3・31		P社					
I 法人税に係る税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書							
過去適用事業年度	過去当初申告税額控除額 (過去適用事業年度の別表六(二)「21」)	税額控除額 (過去適用事業年度の別表六(二)「19」+「20」+「21」)	(2)につき法第69条第19項により対象前各事業年度の法人税額に 加算した金額	(2)につき法第69条第18項により対象前各事業年度の法人税額から 控除した金額	調整後過去税額控除額 (2)+(3)-(4)	(5)>(1)の場合 税額控除不足額相当額 (((5)-(1))又は 当初申告税額控除不足額相当額)	(1)>(5)の場合 税額控除超過額相当額 (((1)-(5))又は 当初申告税額控除超過額相当額)
円	円	円	円	円	円	円	円
・							
・							
・							
・							
・							
・							
計							
	X・4・1 X+1・3・31	216	211		211		5
計							5

別表六(二)付表六

II 地方法人税に係る税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書

過去適用課税事業年度	過去当初申告税額控除額 (過去適用課税事業年度の別表六(二)「55」)	税額控除額 (過去適用課税事業年度の別表六(二)「54」)	(9)につき地方税法第12条第9項により対象前各課税事業年度の所得地方法人税額に 加算した金額	(9)につき地方税法第12条第8項により対象前各課税事業年度の所得地方法人税額から 控除した金額	調整後過去税額控除額 (9)+(10)-(11)	(12)>(8)の場合 税額控除不足額相当額 (((12)-(8))又は 当初申告税額控除不足額相当額)	(8)>(12)の場合 税額控除超過額相当額 (((8)-(12))又は 当初申告税額控除超過額相当額)
円	円	円	円	円	円	円	円
・							
・							
・							
・							
・							
・							
計							

国内法人の外国税額の控除に関する明細書

事業年度等	X・4・1 X+1・3・31	法人名	P社
-------	-------------------	-----	----

別表六(二)

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)「21」)	円	区 分	国外所得対応分 ①のうち非課税所得分 ②
400	円	その他の国外源泉所得に係る 当期利益又は当期欠損の額	25 円
2		納付した控除対象外国法人税額	26
3		繰越欠損金又は欠損金額 (別表四「52の①」)	27
4		繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)	28
5		貸倒引当金の戻入額	29
6		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額 (別表十(四)「20」)	30
7		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の益金算入額 (別表十(四)「21」又は「23」)	31
8		組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	32
9		組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	33
10		計 (3)+(4)+(5)+(6)-(7)-(8)+(9) (マイナスの場合は0)	34
11		国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	35
12		その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (47の①)	36
13		(11)+(12) (マイナスの場合は0)	37
14		非課税国外所得の金額 (47の②)+別表六(二)付表一「26」 (マイナスの場合は0)	38
15		(13)-(14) (マイナスの場合は0)	39
16		(10)×90%	40
17		調整国外所得金額 (15)+(16)のうち少ない金額	41
18	211	法人税の控除限度額 (2)×(17) (10) (通算法人の場合は別表六(二)付表五「35」)	42
19	211	法第69条第1項により控除できる金額 (1)と(18)のうち少ない金額	43
20		法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	44
21		法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	45
22	216	((19)+(20)+(21))又は当初申告税額控除額	46
23		法第69条第18項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「16の計」)	47
24	216	当期に控除できる金額 (22)+(23)	計 (25)+(36)-(46)

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

当期の控除対象外国法人税額 (1)	円	地方法人税控除限度額 (52)×(17) (10) (通算法人の場合は別表六(二)付表五「43」)	円
48		地方税法第12条第1項により控除できる金額 (50)と(53)のうち少ない金額	54
49		(54)又は当初申告税額控除額	55
50		地方税法第12条第8項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「13の計」)	56
51	000	外国税額の控除額 (55)+(56)	57
52			

通算法人の控除限度額の計算等に関する明細書

課税年度等	X・4・1 X+1・3・31	法人名	P社
I 通算法人の法人税の控除限度額の計算に関する明細書			
当期の法人税額 (別表二「2」～「3」)－別表六(五の二)「5」の② (別表十七(三の六)「1」) (マイナスの場合は0)	400		100
法人税額の合計額 (別表十八(一)「9」の計)	760		500
所得金額又は欠損金額 (別表四「62」の①)	2,000		100
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)			
通算対象欠損金額の損金算入額 (別表七の三「5」)			2,450
通算対象所得金額の益金算入額 (別表七の三「11」)			49
当初配賦欠損控除額の益金算入額 (別表七(二)付表一「23」の計)			1,249
通算法人の合併等があった場合の欠損金の損金算入額 (別表四付表「9」の①)			2,150
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額 (別表十(四)「20」)			3,420
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の益金算入額 (別表十(四)「21」又は「23」)			0
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)			0
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)			
計 (3)+(4)+(5)-(6)-(7)+(8)+(9) -(10)-(11)+(12)	2,000		1,249
所得金額の合計額から欠損金額の合計額を控除した金額 (別表十八(一)「11」の計)－「12」の計) (マイナスの場合は0)	3,800		250
国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	1,500		80
その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (別表六(二)「47」の①)			510
非課税国外所得金額 (別表六(二)「47」の②)＋別表六(二)付表一「28」)	300		39
(17)のうち0を超える金額	300		
加算前国外所得金額 (15)+(16)-(18)	1,200		211

II 通算法人の地方法人税控除限度額の計算に関する明細書

地方法人税額 課税標準法人税額 (別表一「2」～「3」)	000		40
地方法人税額の計算 (36)×10.3%－((別表六(五の二)「5」の②) +(別表十七(三の六)「1」)－(36))と0のうち多い金額 (マイナスの場合は0)			41
地方法人税額の合計額 (別表十八(一)「31」の計)			42
調整前控除限度額 (38)×(30) (14)			43

別表六(二)付表五

各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書

事業年度等	X・4・1 X+1・3・31	法人名	P社
法人名	P社	S1社	S2社
法人番号	※本設例では記載省略		
納税地			
事業年度等	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31
I 各通算法人の所得金額等に関する明細書			
所得金額 (別表一付表「1」) (欠損の場合は0)			
調整通算外配当等流出額 (別表三(一)付表二「20」)			
純通算内配当等の額 (別表三(一)付表二「22」)			
所得金額密引計 (「(別表四「39」の①)－(別表七(三)「9」)」が0以上の場合のその0以上の額)			
欠損金額密引計 (別表四「39」の②)－(別表七(三)「9」) (プラスの場合は0)			
法人税額 (別表六(二)付表五「1」)	400	360	0
所得金額又は欠損金額 (別表六(二)付表五「13」)	2,000	1,800	0
(10)のうち0を超える金額	2,000	1,800	
(10)が0を下回る場合のその下回る額			
非課税国外所得金額 (別表六(二)付表五「17」)	300	▲100	200
(13)が0を下回る場合のその下回る額		100	
(13)のうち0を超える金額	300		200
加算前国外所得金額のうち0を超えるもの (別表六(二)付表五「19」のうち0を超える金額)	1,200	1,250	
調整前国外所得金額 (別表六(二)付表五「25」)	1,249	1,301	▲400
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「31」)	250	260	▲80
(18)が0を下回る場合のその下回る額			80
(18)のうち0を超える金額	250	260	
当初損金不算入超過額 (当初申告の別表七(一)「4」の計)－「2」) (マイナスの場合は0)			
当初損金不算不足額 (当初申告の別表七(一)「2」－「4」の計) (マイナスの場合は0)			
損金算入限度額 (別表七(二)付表一「2」)			
控除対象欠損金額 (別表七(三)付表「8」)			
中間申告における発生災害損失欠損金額のうち通算対象外欠損金額以外の部分の金額 (別表七(五)「5」)			
通算対象外欠損金額以外の部分に係る繰戻し額 (別表七(五)「7」)			
通算前所得金額 (別表七の三「1」)			
調整通算前欠損金額 (別表七の三「7」)			
適用関連法人配当等の額の合計額 (別表八(一)付表二「1」)			
支払利子合計額 (別表八(一)付表二「6」)			

II 各通算法人の地方法人税額等に関する明細書

地方法人税額 (別表六(二)付表五「37」)			
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「39」)			
(32)が0を下回る場合のその下回る額			
(32)のうち0を超える金額			

別表十八(一)付表六

3 一般試験研究費に係る法人税額の特別控除 (別表六(九)、六(九)付表、六(十五)、六(十六))

設例③－1

当初申告において一般試験研究費に係る法人税額の特別控除の適用を受ける場合

各通算法人の試験研究費の額等に関する明細書

		事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	P社	
法人名	通算親法人					
	P社	S1社	S2社			計
法人番号	※本設例では記載省略					
納税地						
事業年度	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	・	・	・
期末現在の資本金の額又は出資金の額	円	円	円	円	円	円
期末現在の常時使用する従業員の数	人	人	人	人	人	人
継続雇用者給与等支給額 (別表六(七)「1」)	円	円	円	円	円	円
継続雇用者比較給与等支給額 (別表六(七)「2」)						
国内設備投資額 (別表六(七)「9」)						
当期償却費総額 (別表六(七)「10」)						
対象年度の基準通算所得等金額 (別表六(八)「9」)						
前事業年度の基準通算所得等金額の合計額 (別表六(八)「11」)						
試験研究費の額 (別表六(九)「1」又は(別表六(十)「1」)	4,000	0	1,000			5,000
控除対象試験研究費の額 (別表六(九)「4」又は(別表六(十)「4」)	4,000	0	1,000			5,000
比較試験研究費の額 (別表六(九)「5」又は(別表六(十)「5」)	3,800	0	1,000			4,800
平均売上金額 (別表六(九)「8」又は(別表六(十)「8」)	60,000	30,000	50,000			140,000
調整前法人税額 (別表六(九)「16」又は(別表六(十)「14」)	1,840	920	0			2,760
税額控除超過額 (別表六(九)付表「29」又は(別表六(十)付表「28」)						
非特定欠損金調整取戻税額 (別表六(九)付表「36」又は(別表六(十)付表「35」)						
当期の売上金額 (別表六(十二)「1」)						
基準売上金額 (別表六(十二)「5」)						
基準年度試験研究費の額 (別表六(十二)「10」)						
差引対象特別試験研究費の額 (別表六(十四)「3」)						
税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (別表六(十四)「4」)						
税額控除割合が25%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (別表六(十四)「5」)						
調整前法人税額 (別表六(十四)「7」)						
税額控除超過額 (別表六(十四)付表「17」)						
非特定欠損金調整取戻税額 (別表六(十四)付表「24」)						
差引各欠損金増加額の合計額 (別表六(十五)「5の計」)						
差引各欠損金増加額の合計額 (別表六(十五)「14の計」)						

別表十八(二)

一般試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する
明細書

事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S1社
特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否			可
試 験 研 究 費 の 額	0	税 額 控 除 限 度 額 (4) × (14)	15
控 除 費 対 象 額 計 算	0	調 整 前 法 人 税 額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	16
増 減 試 験 研 究 費 の 額	0	令 開 和 始 5 年 3 月 31 日 以 前 場 に 合 当 期 税 額 基 準 額 (9) > 10% の 場 合 の 特 例 加 算 割 合 (9) - $\frac{10}{100}$ × 2 (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	17
増 減 試 験 研 究 費 割 合		基 準 年 度 比 売 上 金 額 減 少 割 合 ≥ 2% の 場 合 の 特 例 加 算 割 合 (別表六(十二)「11」)	18
平 均 売 上 金 額	30,000	の 当 期 税 額 基 準 額 (16) + (別表六(十五)「9」) × (0.25 + (17) + (18))	19
試 験 研 究 費 割 合		当 期 税 額 控 除 可 能 額 (15) と (19) の うち 少 ない 金 額 又 は (別表六(九)付表「25」、「28」又は「30」)	20
(5) = 0 の 場 合 又 は 設 立 事 業 年 度 の 場 合	0.085	調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8」の①)	21
(7) > 9.4% かつ 令 和 5 年 3 月 31 日 以 前 に 開 始 する 事 業 年 度 の 場 合 $\frac{10.145}{100} + ((7) - \frac{9.4}{100}) \times 0.35$		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (20) - (21)	22
(10) 及 び (11) 以 外 の 場 合 $\frac{10.145}{100} - (\frac{9.4}{100} - (7)) \times 0.175$ (0.02未満の場合は0.02)			
(9) > 10% の 場 合 の 控 除 割 増 率 (9) - $\frac{10}{100}$ × 0.5 (0.1を超える場合は0.1)			
税 額 控 除 割 合 (10)、(11) 又は (12) + ((10)、(11) 又は (12)) × (13) (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)			

別表六(九)

通算法人の一般試験研究費に係る税額控除可能分配額
等の計算に関する明細書

事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S1社
他の通算法人の試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「12の計」-別表六(九)「1」)	5,000	他の通算法人の調整前法人税額の合計額 (別表十八(二)「16の計」-別表六(九)「16」)	18
各通算法人の試験研究費の額の合計額 (1) + (別表六(九)「1」)	5,000	各通算法人の調整前法人税額の合計額 (18) + (別表六(九)「16」)	19
他の通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「13の計」-別表六(九)「4」)	5,000	法人税額 (11) > 10% の 場 合 の 特 例 加 算 割 合 (11) - $\frac{10}{100}$ × 2 (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	20
各通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (3) + (別表六(九)「4」)	5,000	基準額 基準年度比売上金額減少割合 ≥ 2% の 場 合 の 特 例 加 算 割 合 (別表六(十三)「11」)	21
他の通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「14の計」-別表六(九)「5」)	4,800	法人税額基準額 (19) + (別表六(十五)「9」) × (0.25 + (20) + (21))	22
各通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (5) + (別表六(九)「5」)	4,800	税 額 控 除 可 能 額 (17) と (22) の うち 少 ない 金 額	23
合算増減試験研究費の額 (2) - (6)	200	控 除 分 配 割 合 (別表六(九)「16」) ÷ (19)	24
合算増減試験研究費割合 $\frac{(7)}{(6)}$	0.0416...	税 額 控 除 可 能 分 配 額 (23) × (24)	25
他の通算法人の平均売上金額の合計額 (別表十八(二)「15の計」-別表六(九)「8」)	110,000	当 初 申 告 税 額 控 除 可 能 額 (当初申告の(23))	26
各通算法人の平均売上金額の合計額 (9) + (別表六(九)「8」)	140,000	の 当 初 申 告 税 額 控 除 可 能 分 配 額 (当初申告の(25))	27
合算試験研究費割合 $\frac{(2)}{(10)}$	0.0357...	申 告 額 (23) ≥ (26) の 場 合 (27)	28
(6) = 0 の 場 合	0.085	税 額 控 除 超 過 額 (26) - (23)	29
(8) > 9.4% かつ 通 算 親 法 人 の 事 業 年 度 が 令 和 5 年 3 月 31 日 以 前 に 開 始 する 事 業 年 度 の 場 合 $\frac{10.145}{100} + ((8) - \frac{9.4}{100}) \times 0.35$		(27) > 0 の 場 合 の 税 額 控 除 可 能 分 配 額 (27) - (29) (マイナスの場合は0)	30
(12) 及 び (13) 以 外 の 場 合 $\frac{10.145}{100} - (\frac{9.4}{100} - (8)) \times 0.175$ (0.02未満の場合は0.02)	0.0922...	(29) > (27) の 場 合 の 税 額 控 除 超 過 取 戻 税 額 (29) - (27)	31
(11) > 10% の 場 合 の 控 除 割 増 率 (11) - $\frac{10}{100}$ × 0.5 (0.1を超える場合は0.1)		非 特 定 欠 損 金 額 が 当 初 申 告 非 特 定 欠 損 金 額 を 超 える 部 分 の 金 額	32
合算税額控除割合 (12)、(13) 又は (14) + ((12)、(13) 又は (14)) × (15) (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	0.092	(32) の 法 人 税 額 相 当 額	33
試験研究費基準額 (4) × (16)	460	(33) の 当 期 税 額 基 準 額 (33) × (0.25 + (20) + (21))	34
		調 整 後 税 額 控 除 可 能 額 (17) と ((22) - (34)) の うち 少 ない 金 額	35
		(26) > (35) の 場 合 の 非 特 定 欠 損 金 調 整 取 戻 税 額 (26) - (35)	36

別表六(九)付表

一般試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する
明細書

事業 年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S2社	別表 六(九)
特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否				可
試 験 研 究 費 の 額	1	1,000	税 額 控 除 限 度 額 (4) × (14)	15
控 除 費	2	1,000	調 整 前 法 人 税 額	16
対 象 額	3	0	(別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	0
計 算	4	1,000	令 開 和 始 5 年 3 月 31 日 以 前 場 合 (9) > 10% の 場 合 の 特 例 加 算 割 合 $(9 - \frac{10}{100}) \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	17
増 費 減 割	5	1,000	基 準 年 度 比 売 上 金 額 減 少 割 合 \geq 2% の 場 合 の 特 例 加 算 割 合 (別表六(十二)「11」)	18
合 計	6		当 期 税 額 基 準 額	19
研 究 費 割 合	7		税 額 控 除 可 能 額 ((16) + (別表六(十五)「9」) × (0.25 + (17) + (18)))	20
試 割 合	8	50,000	調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8」)	21
算 費 割 合	9		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (20) - (21)	22
税 額 控 除 割 合	10	0.085		0
控 除 割 合	11			0
割 合	12			0
の 計 算	13			0
算	14			0

通算法人の一般試験研究費に係る税額控除可能分配額
等の計算に関する明細書

事業 年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S2社	別表 六(九) 付表
他の通算法人の試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「12の計」-別表六(九)「1」)	1	4,000	他の通算法人の調整前法人税額の合計額 (別表十八(二)「16の計」-別表六(九)「16」)	18
各通算法人の試験研究費の額の合計額 (1) + (別表六(九)「1」)	2	5,000	各通算法人の調整前法人税額の合計額 (18) + (別表六(九)「16」)	19
他の通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「13の計」-別表六(九)「4」)	3	4,000	法人税額基準額 (11) > 10% の場合の特例加算割合 $(11 - \frac{10}{100}) \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	20
各通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (3) + (別表六(九)「4」)	4	5,000	基準年度比売上金額減少割合 \geq 2% の場合の特例加算割合 (別表六(十三)「11」)	21
他の通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「14の計」-別表六(九)「5」)	5	3,800	法人税額基準額 ((19) + (別表六(十五)「9」) × (0.25 + (20) + (21)))	22
各通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (5) + (別表六(九)「5」)	6	4,800	税 額 控 除 可 能 額 ((17) + (22) のうち少ない金額)	23
合算増減試験研究費の額 (2) - (6)	7	200	控 除 分 配 割 合 (別表六(九)「16」) ÷ (19)	24
合算増減試験研究費割合 $\frac{(7)}{(6)}$	8	0.0416...	税 額 控 除 可 能 分 配 額 (23) × (24)	25
他の通算法人の平均売上金額の合計額 (別表十八(二)「15の計」-別表六(九)「8」)	9	90,000	当 初 申 告 税 額 控 除 可 能 額 (当初申告の(23))	26
各通算法人の平均売上金額の合計額 (9) + (別表六(九)「8」)	10	140,000	の 当 初 申 告 税 額 控 除 可 能 分 配 額 (当初申告の(25))	27
合 算 試 験 研 究 費 割 合 $\frac{(2)}{(10)}$	11	0.0357...	申 告 額 (23) \geq (26) の 場 合 (27)	28
(6) = 0 の 場 合	12	0.085	税 額 控 除 超 過 額 (26) - (23)	29
(8) > 9.4%かつ通算親法人の事業年度が 令和5年3月31日以前に開始する事業年 度の 場 合 $\frac{10,145}{100} + ((8) - \frac{9.4}{100}) \times 0.35$	13		(27) > 0 の場合の税額控除可能分 配額 (27) - (29) (マイナスの場合は0)	30
(12) 及び (13) 以外の場合 $\frac{10,145}{100} - (\frac{9.4}{100} - (8)) \times 0.175$ (0.02未満の場合は0.02)	14	0.0922...	(29) > (27) の場合の税額控除超過 取戻税額 (29) - (27)	31
(11) > 10% の場合の控除割増率 $(11 - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)	15		非 特 定 欠 損 金 額 が 当 初 申 告 非 特 定 欠 損 金 額 を 超 える 部 分 の 金 額	32
合 算 税 額 控 除 割 合 ((12)、(13)又は(14)) + ((12)、(13)又は(14)) × (15) (小数点以下3位未満切捨て) (6) + 又は 0.14 を 超 える 場 合 は 0.1 + 又は 0.14)	16	0.092	(32) の 法 人 税 額 相 当 額	33
試験研究費基準額 (4) × (16)	17	460	(33) の 当 期 税 額 基 準 額 (33) × (0.25 + (20) + (21))	34
			調 整 後 税 額 控 除 可 能 額 ((17) + ((22) - (34)) のうち少 ない金額)	35
			(26) > (35) の場合の非特定欠損金 調整取戻税額 (26) - (35)	36

設例③－2

自己の当初申告の数値に誤りがあった場合（税額控除可能分配額を減少させる場合）

一般試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する
明細書

事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S1社
特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否			可
試 験 研 究 費 の 額	0	税 額 控 除 限 度 額 (4) × (14)	15
控 除 費 対 象 額	0	調 整 前 法 人 税 額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	16
税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否			可
控 除 対 象 試 験 研 究 費 の 額	0	令 開 和 始 5 年 3 月 31 日 以 前 場 合 (9) > 10% の 場 合 の 特 例 加 算 割 合 $(9 - \frac{10}{100}) \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	17
増 費 減 割 試 験 研 究 費 の 額	0	基 準 年 度 比 売 上 金 額 減 少 割 合 \geq 2% の 場 合 の 特 例 加 算 割 合 (別表六(十二)「11」)	18
増 減 試 験 研 究 費 割 合		当 期 税 額 基 準 額 ((16) + (別表六(十五)「9」) × (0.25 + (17) + (18)))	19
平 均 売 上 金 額	30,000	当 期 税 額 基 準 額 ((16) + (別表六(十五)「9」) × (0.25 + (17) + (18)))	19
試 験 研 究 費 割 合		当 期 税 額 基 準 額 ((16) + (別表六(十五)「9」) × (0.25 + (17) + (18)))	19
(5) = 0 の 場 合 又 は 設 立 事 業 年 度 の 場 合	0.085	当 期 税 額 基 準 額 ((16) + (別表六(十五)「9」) × (0.25 + (17) + (18)))	19
(7) > 9.4% かつ 令 和 5 年 3 月 31 日 以 前 に 開 始 する 事 業 年 度 の 場 合		当 期 税 額 控 除 可 能 額 $\frac{10,145}{100} + ((7) - \frac{9.4}{100}) \times 0.35$	20
(10) 及 び (11) 以 外 の 場 合		当 期 税 額 控 除 可 能 額 $\frac{10,145}{100} - (\frac{9.4}{100} - (7)) \times 0.175$ (0.02未満の場合は0.02)	20
(9) > 10% の 場 合 の 控 除 割 増 率		調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8」の①)	21
税 額 控 除 割 合		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (20) - (21)	22
(10)、(11) 又 は (12) + ((10)、(11) 又 は (12)) × (13) (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (20) - (21)	22

別表六(九)

通算法人の一般試験研究費に係る税額控除可能分配額
等の計算に関する明細書

事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S1社
他の通算法人の試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「12の計」-別表六(九)「1」)	7,000	他の通算法人の調整前法人税額の合計額 (別表十八(二)「16の計」-別表六(九)「16」)	18
各通算法人の試験研究費の額の合計額 (1) + (別表六(九)「1」)	7,000	各通算法人の調整前法人税額の合計額 (18) + (別表六(九)「16」)	19
他の通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「13の計」-別表六(九)「4」)	7,000	法人税額基準額の計算 (11) > 10% の 場 合 の 特 例 加 算 割 合 $((11) - \frac{10}{100}) \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	20
各通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (3) + (別表六(九)「4」)	7,000	基準年度比売上金額減少割合 \geq 2% の 場 合 の 特 例 加 算 割 合 (別表六(十三)「11」)	21
他の通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「14の計」-別表六(九)「5」)	6,800	法人税額基準額の計算 ((19) + (別表六(十五)「9」)) × (0.25 + (20) + (21))	22
各通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (5) + (別表六(九)「5」)	6,800	税 額 控 除 可 能 額 ((17) + (22) の うち 少 ない 金 額)	23
合算増減試験研究費の額 (2) - (6)	200	控 除 分 配 割 合 (別表六(九)「16」) ÷ (19)	24
合算増減試験研究費割合 $\frac{(7)}{(6)}$	0.0294...	税 額 控 除 可 能 分 配 額 (23) × (24)	25
他の通算法人の平均売上金額の合計額 (別表十八(二)「15の計」-別表六(九)「8」)	110,000	当 初 申 告 税 額 控 除 可 能 額 (当初申告の(23))	26
各通算法人の平均売上金額の合計額 (9) + (別表六(九)「8」)	140,000	の 当 初 申 告 税 額 控 除 可 能 分 配 額 (当初申告の(25))	27
合 算 試 験 研 究 費 割 合 $\frac{(2)}{(10)}$	0.05	(23) \geq (26) の 場 合 (27)	28
(6) = 0 の 場 合	0.085	税 額 控 除 超 過 額 (26) - (23)	29
(8) > 9.4% かつ 通 算 親 法 人 の 事 業 年 度 が 令 和 5 年 3 月 31 日 以 前 に 開 始 する 事 業 年 度 の 場 合		(27) > 0 の 場 合 の 税 額 控 除 可 能 分 配 額 (27) - (29) (マイナスの場合は0)	30
(10,145) + ((8) - $\frac{9.4}{100}$) × 0.35		(29) > (27) の 場 合 の 税 額 控 除 超 過 取 戻 税 額 (29) - (27)	31
(12) 及 び (13) 以 外 の 場 合	0.0901...	非 特 定 欠 損 金 額 が 当 初 申 告 非 特 定 欠 損 金 額 を 超 える 部 分 の 金 額	32
(11) > 10% の 場 合 の 控 除 割 増 率 $((11) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)		(32) の 法 人 税 額 相 当 額	33
合 算 税 額 控 除 割 合 ((12)、(13) 又 は (14)) + ((12)、(13) 又 は (14)) × (15) (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	0.090	(33) の 当 期 税 額 基 準 額 (33) × (0.25 + (20) + (21))	34
(12) 及 び (13) 以 外 の 場 合	0.0901...	調 整 後 税 額 控 除 可 能 額 ((17) + (22) - (34)) の うち 少 ない 金 額	35
試験研究費基準額 (4) × (16)	630	(26) > (35) の 場 合 の 非 特 定 欠 損 金 調 整 取 戻 税 額 (26) - (35)	36

別表六(九)付表

各通算法人の試験研究費の額等に関する明細書

		事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S1社		
法人名	通算親法人					計	
	P社	S1社	S2社				
法人番号	※本設例では記載省略						
納税地							
事業年度	X・4・1 X+1・3・31		X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	・	・	
期末現在の資本金の額又は出資金の額	円	円	円	円	円	円	
期末現在の常時使用する従業員の数	人	人	人	人	人	人	
継続雇用者給与等支給額 (別表六(七)「1」)	円	円	円	円	円	円	
継続雇用者比較給与等支給額 (別表六(七)「2」)							
国内設備投資額 (別表六(七)「9」)							
当期償却費総額 (別表六(七)「10」)							
対象年度の基準通算所得等金額 (別表六(八)「9」)							
前事業年度の基準通算所得等金額の合計額 (別表六(八)「11」)							
試験研究費の額 (別表六(九)「1」又は(別表六(十)「1」)	5,000	0	2,000			7,000	
控除対象試験研究費の額 (別表六(九)「4」又は(別表六(十)「4」)	5,000	0	2,000			7,000	
比較試験研究費の額 (別表六(九)「5」又は(別表六(十)「5」)	4,800	0	2,000			6,800	
平均売上金額 (別表六(九)「8」又は(別表六(十)「8」)	60,000	30,000	50,000			140,000	
調整前法人税額 (別表六(九)「16」又は(別表六(十)「14」)	1,400	400	0			1,800	
税額控除超過額 (別表六(九)付表「29」又は(別表六(十)付表「28」)	0	100	0			100	
非特定欠損金調整取戻税額 (別表六(九)付表「36」又は(別表六(十)付表「35」)							
当期の売上金額 (別表六(十二)「1」)							
基準売上金額 (別表六(十二)「5」)							
基準年度試験研究費の額 (別表六(十二)「10」)							
差引対象特別試験研究費の額 (別表六(十四)「3」)							
税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (別表六(十四)「4」)							
税額控除割合が25%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (別表六(十四)「5」)							
調整前法人税額 (別表六(十四)「7」)							
税額控除超過額 (別表六(十四)付表「17」)							
非特定欠損金調整取戻税額 (別表六(十四)付表「24」)							
差引各欠損金増加額の合計額 (別表六(十五)「5の計」)							
差引各欠損金増加額の合計額 (別表六(十五)「14の計」)							

別表十八(二)

設例③－3－1

自己の当初申告の数値に誤りがあった場合（税額控除可能分配額を減少させるとともに取戻し課税を行う場合）

各通算法人の試験研究費の額等に関する明細書

		事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	P社		
法人名	1	通算親法人					計
		P社	S1社	S2社			
法人番号	2	※本設例では記載省略					
納税地	2						
事業年度	3	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	・	・	・
期末現在の資本金の額又は出資金の額	4	円	円	円	円	円	
期末現在の常時使用する従業員の数	5	人	人	人	人	人	
継続雇用者給与等支給額 (別表六(七)「1」)	6	円	円	円	円	円	
継続雇用者比較給与等支給額 (別表六(七)「2」)	7						
国内設備投資額 (別表六(七)「9」)	8						
当期償却費総額 (別表六(七)「10」)	9						
対象年度の基準通算所得等金額 (別表六(八)「9」)	10						
前事業年度の基準通算所得等金額の合計額 (別表六(八)「11」)	11						
試験研究費の額 (別表六(九)「1」又は(別表六(十)「1」)	12	1,000	0	2,000			3,000
控除対象試験研究費の額 (別表六(九)「4」又は(別表六(十)「4」)	13	1,000	0	2,000			3,000
比較試験研究費の額 (別表六(九)「5」又は(別表六(十)「5」)	14	4,800	0	2,000			6,800
平均売上金額 (別表六(九)「8」又は(別表六(十)「8」)	15	60,000	30,000	50,000			140,000
調整前法人税額 (別表六(九)「16」又は(別表六(十)「14」)	16	1,400	800	0			2,200
税額控除超過額 (別表六(九)付表「29」又は(別表六(十)付表「28」)	17	490	0	0			490
非特定欠損金調整取戻税額 (別表六(九)付表「36」又は(別表六(十)付表「35」)	18						
当期の売上金額 (別表六(十二)「1」)	19						
基準売上金額 (別表六(十二)「5」)	20						
基準年度試験研究費の額 (別表六(十二)「10」)	21						
差引対象特別試験研究費の額 (別表六(十四)「3」)	22						
税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (別表六(十四)「4」)	23						
税額控除割合が25%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (別表六(十四)「5」)	24						
調整前法人税額 (別表六(十四)「7」)	25						
税額控除超過額 (別表六(十四)付表「17」)	26						
非特定欠損金調整取戻税額 (別表六(十四)付表「24」)	27						
差引各欠損金増加額の合計額 (別表六(十五)「5の計」)	28						
差引各欠損金増加額の合計額 (別表六(十五)「14の計」)	29						

別表十八(二)

設例③－3－2

適用対象事業年度において非特定欠損金額が生じた場合（取戻し課税）

一般試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する
明細書

事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S2社
特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否			可
試 験 研 究 費 の 額	2,000	税 額 控 除 限 度 額 (4) × (14)	15
控 除 費 対 象 額 計 算	2,000	調 整 前 法 人 税 額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	16
控 除 対 象 試 験 研 究 費 の 額	2,000	令 開 和 始 5 年 3 月 31 日 以 前 場 に 合 当 期 税 額 基 準 額 (9) > 10% の 場 合 の 特 例 加 算 割 合 (10) > 10% の 場 合 の 特 例 加 算 割 合 (11) > 10% の 場 合 の 特 例 加 算 割 合 (12) > 10% の 場 合 の 特 例 加 算 割 合 (13) > 10% の 場 合 の 特 例 加 算 割 合 (14) > 10% の 場 合 の 特 例 加 算 割 合	17
比 較 試 験 研 究 費 の 額	2,000	合 算 増 減 試 験 研 究 費 の 額 (15) + (16) の うち 少 ない 金 額 又 は (別表六 (九) 付表「25」, 「28」又は「30」)	18
増 減 試 験 研 究 費 の 額		調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8」の①)	21
増 減 試 験 研 究 費 割 合		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (20) - (21)	22
平 均 売 上 金 額	50,000		
試 験 研 究 費 割 合			
(5) = 0 の 場 合 又 は 設 立 事 業 年 度 の 場 合	0.085		
(7) > 9.4% かつ 令 和 5 年 3 月 31 日 以 前 に 開 始 する 事 業 年 度 の 場 合			
(10) 及 び (11) 以 外 の 場 合			
(9) > 10% の 場 合 の 控 除 割 増 率			
税 額 控 除 割 合			
(0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)			

別表六(九)

通算法人の一般試験研究費に係る税額控除可能分配額
等の計算に関する明細書

事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S2社
他の通算法人の試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「12の計」-別表六(九)「1」)	5,000	他の通算法人の調整前法人税額の合計額 (別表十八(二)「16の計」-別表六(九)「16」)	18
各通算法人の試験研究費の額の合計額 (1)+(別表六(九)「1」)	7,000	各通算法人の調整前法人税額の合計額 (18)+(別表六(九)「16」)	19
他の通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「13の計」-別表六(九)「4」)	5,000	法人税額基準額の計算 (11) > 10% の 場 合 の 特 例 加 算 割 合 (11) > 10% の 場 合 の 特 例 加 算 割 合 (11) > 10% の 場 合 の 特 例 加 算 割 合 (11) > 10% の 場 合 の 特 例 加 算 割 合 (11) > 10% の 場 合 の 特 例 加 算 割 合	20
各通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (3)+(別表六(九)「4」)	7,000	税 額 控 除 可 能 額 (17) と (22) の うち 少 ない 金 額	23
他の通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「14の計」-別表六(九)「5」)	4,800	控 除 分 配 割 合 (別表六(九)「16」) ÷ (19)	24
各通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (5)+(別表六(九)「5」)	6,800	税 額 控 除 可 能 分 配 額 (23) × (24)	25
合算増減試験研究費の額 (2)-(6)	200	当 初 申 告 税 額 控 除 可 能 額 (当初申告の(23))	26
合算増減試験研究費割合 (7)/(6)	0.0294...	の 当 初 申 告 税 額 控 除 可 能 分 配 額 (当初申告の(25))	27
他の通算法人の平均売上金額の合計額 (別表十八(二)「15の計」-別表六(九)「8」)	90,000	(23) ≥ (26) の 場 合	28
各通算法人の平均売上金額の合計額 (9)+(別表六(九)「8」)	140,000	税 額 控 除 超 過 額 (26) - (23)	29
合算試験研究費割合 (2)/(10)	0.05	(27) > 0 の 場 合 の 税 額 控 除 可 能 分 配 額 (27) - (29) (マイナスの場合は0)	30
(6) = 0 の 場 合	0.085	(29) > (27) の 場 合 の 税 額 控 除 超 過 取 戻 税 額 (29) - (27)	31
(8) > 9.4% かつ 通 算 親 法 人 の 事 業 年 度 が 令 和 5 年 3 月 31 日 以 前 に 開 始 する 事 業 年 度 の 場 合		非 特 定 欠 損 金 額 が 当 初 申 告 非 特 定 欠 損 金 額 を 超 える 部 分 の 金 額	32
税 額 控 除 割 合 (10.145 / 100) + ((8) - 9.4 / 100) × 0.35		(32) の 法 人 税 額 相 当 額	33
(12) 及 び (13) 以 外 の 場 合		(33) の 当 期 税 額 基 準 額 (33) × (0.25 + (20) + (21))	34
(11) > 10% の 場 合 の 控 除 割 増 率 (11) > 10% の 場 合 の 控 除 割 増 率 (11) > 10% の 場 合 の 控 除 割 増 率		調 整 後 税 額 控 除 可 能 額 (17) と ((22) - (34)) の うち 少 ない 金 額	35
合算税額控除割合 (12) + (13) 又は (14) + ((12) + (13) 又は (14) × (15) / (6) + 又は 0.14 を 超 える 場 合 は 0.1 又 是 0.14)	0.0901...	(26) > (35) の 場 合 の 非 特 定 欠 損 金 調 整 取 戻 税 額 (26) - (35)	36
試験研究費基準額 (4) × (16)	630		

別表六(九)付表

各通算法人の試験研究費の額等に関する明細書

		事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S2社	
法人名	通算親法人	P社	S1社	S2社		
		1	※本設例では記載省略			
法人番号	2					
納税地	2					
事業年度	3	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	・	・
期末現在の資本金の額又は出資金の額	4	円	円	円	円	円
期末現在の常時使用する従業員の数	5	人	人	人	人	人
継続雇用者給与等支給額 (別表六(七)「1」)	6	円	円	円	円	円
継続雇用者比較給与等支給額 (別表六(七)「2」)	7					
国内設備投資額 (別表六(七)「9」)	8					
当期償却費総額 (別表六(七)「10」)	9					
対象年度の基準通算所得等金額 (別表六(八)「9」)	10					
前事業年度の基準通算所得等金額の合計額 (別表六(八)「11」)	11					
試験研究費の額 (別表六(九)「1」又は(別表六(十)「1」)	12	5,000	0	2,000		7,000
控除対象試験研究費の額 (別表六(九)「4」又は(別表六(十)「4」)	13	5,000	0	2,000		7,000
比較試験研究費の額 (別表六(九)「5」又は(別表六(十)「5」)	14	4,800	0	2,000		6,800
平均売上金額 (別表六(九)「8」又は(別表六(十)「8」)	15	60,000	30,000	50,000		140,000
調整前法人税額 (別表六(九)「16」又は(別表六(十)「14」)	16	1,400	800	0		2,200
税額控除超過額 (別表六(九)付表「29」又は(別表六(十)付表「28」)	17					
非特定欠損金調整取戻税額 (別表六(九)付表「36」又は(別表六(十)付表「35」)	18	0	0	116		116
当期の売上金額 (別表六(十二)「1」)	19					
基準売上金額 (別表六(十二)「5」)	20					
基準年度試験研究費の額 (別表六(十二)「10」)	21					
差引対象特別試験研究費の額 (別表六(十四)「3」)	22					
税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (別表六(十四)「4」)	23					
税額控除割合が25%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (別表六(十四)「5」)	24					
調整前法人税額 (別表六(十四)「7」)	25					
税額控除超過額 (別表六(十四)付表「17」)	26					
非特定欠損金調整取戻税額 (別表六(十四)付表「24」)	27					
差引各欠損金増加額の合計額 (別表六(十五)「5の計」)	28					
差引各欠損金増加額の合計額 (別表六(十五)「14の計」)	29					

別表十八(二)

設例③－3－3

非特定欠損金額が生じた事業年度後の調整及び取戻し超過がある場合（進行年度調整）

各通算法人の試験研究費の額等に関する明細書

		事業年度	X+1・4・1 X+2・3・31	法人名	P社	
法人名	通算親法人	P社	S1社	S2社		計
法人番号	※本設例では記載省略					
納税地						
事業年度	X+1・4・1 X+2・3・31	X+1・4・1 X+2・3・31	X+1・4・1 X+2・3・31	・	・	・
期末現在の資本金の額又は出資金の額	円	円	円	円	円	円
期末現在の常時使用する従業員の数	人	人	人	人	人	人
継続雇用者給与等支給額 (別表六(七)「1」)	円	円	円	円	円	円
継続雇用者比較給与等支給額 (別表六(七)「2」)						
国内設備投資額 (別表六(七)「9」)						
当期償却費総額 (別表六(七)「10」)						
対象年度の基準通算所得等金額 (別表六(八)「9」)						
前事業年度の基準通算所得等金額の合計額 (別表六(八)「11」)						
試験研究費の額 (別表六(九)「1」又は(別表六(十)「1」)	6,000	0	2,000			8,000
控除対象試験研究費の額 (別表六(九)「4」又は(別表六(十)「4」)	6,000	0	2,000			8,000
比較試験研究費の額 (別表六(九)「5」又は(別表六(十)「5」)	4,800	0	2,600			7,400
平均売上金額 (別表六(九)「8」又は(別表六(十)「8」)	60,000	30,000	50,000			140,000
調整前法人税額 (別表六(九)「16」又は(別表六(十)「14」)	1,800	600	0			2,400
税額控除超過額 (別表六(九)付表「29」又は(別表六(十)付表「28」)						
非特定欠損金調整取戻税額 (別表六(九)付表「36」又は(別表六(十)付表「35」)						
当期の売上金額 (別表六(十二)「1」)						
基準売上金額 (別表六(十二)「5」)						
基準年度試験研究費の額 (別表六(十二)「10」)						
差引対象特別試験研究費の額 (別表六(十四)「3」)						
税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (別表六(十四)「4」)						
税額控除割合が25%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (別表六(十四)「5」)						
調整前法人税額 (別表六(十四)「7」)						
税額控除超過額 (別表六(十四)付表「17」)						
非特定欠損金調整取戻税額 (別表六(十四)付表「24」)						
差引各欠損金増加額の合計額 (別表六(十五)「5」の計)	0	0	2,000			2,000
差引各欠損金増加額の合計額 (別表六(十五)「14」の計)						

別表十八(二)

通算法人の一般試験研究費に係る税額控除可能分配額等の計算に関する明細書

		事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	P社			
他の通算法人の試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「12の計」-別表六(九)「1」)	1	2,000				他の通算法人の調整前法人税額の合計額 (別表十八(二)「16の計」-別表六(九)「16」)	18	800
各通算法人の試験研究費の額の合計額 (1)+(別表六(九)「1」)	2	3,000				各通算法人の調整前法人税額の合計額 (18)+(別表六(九)「16」)	19	2,200
他の通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「13の計」-別表六(九)「4」)	3	2,000				法人税額基準額の計算 (11) > 10%の場合の特例加算割合 $(11 - \frac{10}{100}) \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	20	
各通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (3)+(別表六(九)「4」)	4	3,000				基準年度比売上金額減少割合 ≥ 2%の場合の特例加算割合 (別表六(十三)「11」)	21	
他の通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「14の計」-別表六(九)「5」)	5	2,000				法人税額基準額 $((19) + (別表六(十五)「9」)) \times (0.25 + (20) + (21))$	22	550
各通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (5)+(別表六(九)「5」)	6	6,800				税額控除可能額 (17)と(22)のうち少ない金額	23	60
合算増減試験研究費の額 (2)-(6)	7	▲3,800				控除分配割合 (別表六(九)「16」)÷(19)	24	1,400 2,200
合算増減試験研究費割合 $\frac{(7)}{(6)}$	8	▲0.5588...				税額控除可能分配額 (23)×(24)	25	38
他の通算法人の平均売上金額の合計額 (別表十八(二)「15の計」-別表六(九)「8」)	9	80,000				当初申告税額控除可能額 (当初申告の(23))	26	
各通算法人の平均売上金額の合計額 (9)+(別表六(九)「8」)	10	140,000				当初申告税額控除可能分配額 (当初申告の(25))	27	
合算試験研究費割合 $\frac{(2)}{(10)}$	11	0.0214...				(23) ≥ (26) の場合 (27)	28	
(6) = 0 の場合	12	0.085				税額控除超過額 (26)-(23)	29	
(8) > 9.4%かつ通算親法人の事業年度が令和5年3月31日以前に開始する事業年度の場 $\frac{10,145}{100} + ((8) - \frac{9.4}{100}) \times 0.35$	13					(27) > 0の場合の税額控除可能分配額 (27)-(29) (マイナスの場合は0)	30	
(12)及び(13)以外の場合 $\frac{10,145}{100} - (\frac{9.4}{100} - (8)) \times 0.175$ (0.02未満の場合は0.02)	14	0.02				(29) > (27)の場合の税額控除超過取戻税額 (29)-(27)	31	
(11) > 10%の場合の控除割増率 $(11 - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)	15					非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額	32	
合算税額控除割合 (12)、(13)又は(14)+(12)、(13)又は(14)×(15) (小数点以下3位未満切捨て) (6)又は(14)を超える場合は(7)又は(14)	16	0.02				(32)の法人税額相当額	33	
試験研究費基準額 (4)×(16)	17	60				(33)の当期税額基準額 (33)×(0.25+(20)+(21))	34	
						調整後税額控除可能額 (17)と(22)-(34)のうち少ない金額	35	
						(26) > (35)の場合の非特定欠損金調整取戻税額 (26)-(35)	36	

別表六(九)付表

各通算法人の試験研究費の額等に関する明細書

		事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	P社	
法人名	通算親法人					
	P社	S1社	S2社			計
法人番号	※本設例では記載省略					
納税地						
事業年度	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	・	・	・
期末現在の資本金の額又は出資金の額	円	円	円	円	円	円
期末現在の常時使用する従業員の数	人	人	人	人	人	人
継続雇用者給与等支給額 (別表六(七)「1」)	円	円	円	円	円	円
継続雇用者比較給与等支給額 (別表六(七)「2」)						
国内設備投資額 (別表六(七)「9」)						
当期償却費総額 (別表六(七)「10」)						
対象年度の基準通算所得等金額 (別表六(八)「9」)						
前事業年度の基準通算所得等金額の合計額 (別表六(八)「11」)						
試験研究費の額 (別表六(九)「1」又は(別表六(十)「1」)	1,000	0	2,000			3,000
控除対象試験研究費の額 (別表六(九)「4」又は(別表六(十)「4」)	1,000	0	2,000			3,000
比較試験研究費の額 (別表六(九)「5」又は(別表六(十)「5」)	4,800	0	2,000			6,800
平均売上金額 (別表六(九)「8」又は(別表六(十)「8」)	60,000	30,000	50,000			140,000
調整前法人税額 (別表六(九)「16」又は(別表六(十)「14」)	1,400	800	0			2,200
税額控除超過額 (別表六(九)付表「29」又は(別表六(十)付表「28」)	490	0	0			490
非特定欠損金調整取戻税額 (別表六(九)付表「36」又は(別表六(十)付表「35」)	0	0	116			116
当期の売上金額 (別表六(十二)「1」)						
基準売上金額 (別表六(十二)「5」)						
基準年度試験研究費の額 (別表六(十二)「10」)						
差引対象特別試験研究費の額 (別表六(十四)「3」)						
税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (別表六(十四)「4」)						
税額控除割合が25%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (別表六(十四)「5」)						
調整前法人税額 (別表六(十四)「7」)						
税額控除超過額 (別表六(十四)付表「17」)						
非特定欠損金調整取戻税額 (別表六(十四)付表「24」)						
差引各欠損金増加額の合計額 (別表六(十五)「5の計」)						
差引各欠損金増加額の合計額 (別表六(十五)「14の計」)						

別表十八(二)

通算法人の一般試験研究費に係る税額控除可能分配額等の計算に関する明細書

事業年度	$X \cdot 4 \cdot 1$ $X+1 \cdot 3 \cdot 31$	法人名	S1社
他の通算法人の試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「12の計」-別表六(九)「1」)	1	3,000	1,400
各通算法人の試験研究費の額の合計額 (1)+(別表六(九)「1」)	2	3,000	2,200
他の通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「13の計」-別表六(九)「4」)	3	3,000	
各通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (3)+(別表六(九)「4」)	4	3,000	
他の通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「14の計」-別表六(九)「5」)	5	6,800	
各通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (5)+(別表六(九)「5」)	6	6,800	
合算増減試験研究費割合の計算 (2)-(6)	7	▲3,800	
合算増減試験研究費割合の計算 $\frac{(7)}{(6)}$	8	▲0.5588...	
他の通算法人の平均売上金額の合計額 (別表十八(二)「15の計」-別表六(九)「8」)	9	110,000	
各通算法人の平均売上金額の合計額 (9)+(別表六(九)「8」)	10	140,000	
合算試験研究費割合の計算 $\frac{(2)}{(10)}$	11	0.0214...	
(6) = 0 の場合	12	0.085	
(8) > 9.4%かつ通算親法人の事業年度が令和5年3月31日以前に開始する事業年度の場合 $\frac{10,145}{100} + ((8) - \frac{9.4}{100}) \times 0.35$	13		
(12) 及び (13) 以外の場合 $\frac{10,145}{100} - \frac{9.4}{100} - (8) \times 0.175$ (0.02未満の場合は0.02)	14	0.02	
(11) > 10% の場合の控除増率 $((11) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)	15		
合算税額控除割合 $((12) \cdot (13) \text{又は} (14)) + ((12) \cdot (13) \text{又は} (14)) \times (15)$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	16	0.02	
試験研究費基準額 (4) × (16)	17	60	
他の通算法人の調整前法人税額の合計額 (別表十八(二)「16の計」-別表六(九)「16」)	18		1,400
各通算法人の調整前法人税額の合計額 (18)+(別表六(九)「16」)	19		2,200
法人税額 通令開算と始算5する法人の事業31年業日年度の度前場がに合 (11) > 10% の場合の特例加算割合 $((11) - \frac{10}{100}) \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	20		
基準額 基準年度比合算売上金額減少割合 ≥ 2% の場合の特例加算割合 (別表六(十三)「11」)	21		
法人税額基準額 計算 $((19) + (別表六(十五)「9」)) \times (0.25 + (20) + (21))$	22		550
税額控除可能額 ((17)と(22)のうち少ない金額)	23		60
控除分配割合 (別表六(九)「16」) ÷ (19)	24		$\frac{800}{2,200}$
税額控除可能分配額 (23) × (24)	25		22
当初申告税額控除可能額 (当初申告の(23))	26		
当初申告税額控除可能分配額 (当初申告の(25))	27		
(23) ≥ (26) の場合	28		
税額控除超過額 (26) - (23)	29		
(27) > 0 の場合の税額控除可能分配額 (27) - (29) (マイナスの場合は0)	30		
(29) > (27) の場合の税額控除超過取戻税額 (29) - (27)	31		
非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額	32		
(32) の法人税額相当額	33		
(33) の当期税額基準額 $(33) \times (0.25 + (20) + (21))$	34		
調整後税額控除可能額 ((17)と(22)-(34)のうち少ない金額)	35		
(26) > (35) の場合の非特定欠損調整取戻税額 (26) - (35)	36		

別表六(九)付表

各通算法人の試験研究費の額等に関する明細書

事業年度	$X \cdot 4 \cdot 1$ $X+1 \cdot 3 \cdot 31$	法人名	S1社				
法人名	通算親法人	P社	S1社	S2社			計
法人番号	※本設例では記載省略						
納税地	※本設例では記載省略						
事業年度	$X \cdot 4 \cdot 1$ $X+1 \cdot 3 \cdot 31$	$X \cdot 4 \cdot 1$ $X+1 \cdot 3 \cdot 31$	$X \cdot 4 \cdot 1$ $X+1 \cdot 3 \cdot 31$	
期末現在の資本金の額又は出資金の額	円	円	円	円	円	円	
期末現在の常時使用する従業員の数	人	人	人	人	人	人	
継続雇用者給与等支給額 (別表六(七)「1」)	円	円	円	円	円	円	
継続雇用者比較給与等支給額 (別表六(七)「2」)							
国内設備投資額 (別表六(七)「9」)							
当期償却費総額 (別表六(七)「10」)							
対象年度の基準通算所得等金額 (別表六(八)「9」)							
前事業年度の基準通算所得等金額の合計額 (別表六(八)「11」)							
試験研究費の額 (別表六(九)「1」又は(別表六(十)「1」)	1,000	0	2,000				3,000
控除対象試験研究費の額 (別表六(九)「4」又は(別表六(十)「4」)	1,000	0	2,000				3,000
比較試験研究費の額 (別表六(九)「5」又は(別表六(十)「5」)	4,800	0	2,000				6,800
平均売上金額 (別表六(九)「8」又は(別表六(十)「8」)	60,000	30,000	50,000				140,000
調整前法人税額 (別表六(九)「16」又は(別表六(十)「14」)	1,400	800	0				2,200
税額控除超過額 (別表六(九)付表「29」又は(別表六(十)付表「28」)	490	0	0				490
非特定欠損金調整取戻税額 (別表六(九)付表「36」又は(別表六(十)付表「35」)	0	0	116				116
当期の売上金額 (別表六(十二)「1」)							
基準売上金額 (別表六(十二)「5」)							
基準年度試験研究費の額 (別表六(十二)「10」)							
差引対象特別試験研究費の額 (別表六(十四)「3」)							
税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (別表六(十四)「4」)							
税額控除割合が25%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (別表六(十四)「5」)							
調整前法人税額 (別表六(十四)「7」)							
税額控除超過額 (別表六(十四)付表「17」)							
非特定欠損金調整取戻税額 (別表六(十四)付表「24」)							
差引各欠損金増加額の合計額 (別表六(十五)「5の計」)							
差引各欠損金増加額の合計額 (別表六(十五)「14の計」)							

別表十八(二)

4 損益通算 (別表七の三)

設例④－１－１

当初申告において期限後申告をした通算
法人の損益通算

通算対象欠損金額又は通算対象所得金額の計算及び通算対象外欠損金額の計算に関する明細書

事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	P社						
通算対象欠損金額又は通算対象所得金額の計算									
事業年度で あ る 場 合	通算前所得金額 (別表四「39の①」+「40の①」)	1	15,000,000	円	通算前欠損金額 (別表四「39の①」+「40の①」)が0を下回る場合のその下回る額	6		円	
	他の通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」)-(1)	2	2,500,000	円	調整通算前欠損金額 (6)又は(16)	7		円	
	計 (1)+(2)	3	17,500,000	円	他の通算法人の調整通算前欠損金額の合計額 (別表十八(一)「28の計」)-(7)	8		円	
	他の通算法人の調整通算前欠損金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」と「28の計」のうち少ない金額)	4	9,000,000	円	計 (7)+(8)	9		円	
	通算対象欠損金額 (4)× $\frac{(1)}{(3)}$	5	7,714,286	円	他の通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」と「28の計」のうち少ない金額)	10		円	
通算前欠損金額の調整計算の明細									
多額の償却費が生ずる事業年度である場合の通算対象外欠損金額 (6)	制限対象額	特定資産譲渡等損失額 (19)	通算対象外欠損金額 (12)又は(6)と((13)+(14))のうち少ない金額	調整通算前欠損金額 (6)-(15)	12	13	14	15	16
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
適用期間において生ずる特定資産譲渡等損失額の計算の明細									
支配関係発生日	・	・	当期中の適用期間における特定資産の譲渡等による損失の額	17					円
通算承認の効力が生じた日以後3年を経過する日と支配関係発生日以後5年を経過する日とのうちいずれか早い日	・	・	当期中の適用期間における特定資産の譲渡等による利益の額	18					円
当期中の適用期間	・	・	特定資産譲渡等損失額 (((17)-(18))又は(別表七の三付表二「6j」)-(別表七の三付表一「5」又は「9」)	19					円
支配関係事業年度開始日における時価が帳簿価額を下回っていない資産の明細									
名称等	時価	帳簿価額	名称等	時価	帳簿価額				円
	円	円		円	円				円

別表七の三

各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書

事業年度等	X・4・1 X+1・3・31	法人名	P社		
通算親法人	P社	S1社	S2社	S3社	計
法人番号	※本設例では記載省略				
納税地	※本設例では記載省略				
事業年度等	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	・
I 各通算法人の所得金額等に関する明細書					
所得金額 (別表一付表「1」) (欠損の場合は0)	円	円	円	円	円
調整通算外配当等流出額 (別表三(一)付表二「20」)					
純通算内配当等の額 (別表三(一)付表二「22」)					
所得金額密引計 (別表四「39の①」)-(別表七(三)「9」)が0以上の場合のその0以上の額					
欠損金額密引計 (別表四「39の①」)-(別表七(三)「9」) (プラスの場合は0)					
法人税額 (別表六(二)付表五「1」)					
所得金額又は欠損金額 (別表六(二)付表五「13」)					
(10)のうち0を超える金額					
(10)が0を下回る場合のその下回る額					
非課税国外所得金額 (別表六(二)付表五「17」)					
(13)が0を下回る場合のその下回る額					
(13)のうち0を超える金額					
加算前国外所得金額のうち0を超えるもの (別表六(二)付表五「19」のうち0を超える金額)					
調整前国外所得金額 (別表六(二)付表五「25」)					
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「31」)					
(18)が0を下回る場合のその下回る額					
(18)のうち0を超える金額					
当初損金算入超過額 (当初申告の別表七(一)「4の計」-「2」) (マイナスの場合は0)					
当初損金算入不足額 (当初申告の別表七(一)「2」-「4の計」) (マイナスの場合は0)					
損金算入限度額 (別表七(二)付表一「2」)					
控除対象欠損金額 (別表七(三)付表「8」)					
中間申告における発生災害損失欠損金額のうち通算対象外欠損金額以外の部分の金額 (別表七(五)「5」)					
通算対象外欠損金額以外の部分に係る繰戻し額 (別表七(五)「7」)					
通算前所得金額 (別表七の三「1」)	15,000,000		2,500,000	0	17,500,000
調整通算前欠損金額 (別表七の三「7」)		9,000,000			9,000,000
適用関連法人配当等の額の合計額 (別表八(一)付表二「1」)					
支払利子合計額 (別表八(一)付表二「6」)					
II 各通算法人の地方法人税額等に関する明細書					
地方法人税額 (別表六(二)付表五「37」)	円	円	円	円	円
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「39」)					
(32)が0を下回る場合のその下回る額					
(32)のうち0を超える金額					

別表十八(一)

通算対象外欠損金額又は通算対象所得金額の計算及び通算対象外欠損金額の計算に関する明細書

事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S1社
------	-------------------	-----	-----

別表七の三

通算対象外欠損金額又は通算対象所得金額の計算						
所得事業年度であらる場合	通算前所得金額 (別表四「39の①」+「40の①」)	1	円	通算前欠損金額 (別表四「39の①」+「40の①」が0を下回る場合のその下回る額)	6	9,000,000
	他の通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」)-(1)	2		調整通算前欠損金額 (6)又は(16)	7	9,000,000
	計 (1)+(2)	3		他の通算法人の調整通算前欠損金額の合計額 (別表十八(一)「28の計」)-(7)	8	0
	他の通算法人の調整通算前欠損金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」と「28の計」のうち少ない金額)	4		計 (7)+(8)	9	9,000,000
	通算対象外欠損金額 $(4) \times \frac{(1)}{(3)}$	5		他の通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」と「28の計」のうち少ない金額)	10	9,000,000
			通算対象所得金額 $(10) \times \frac{(7)}{(9)}$	11	9,000,000	

通算前欠損金額の調整計算の明細				
多額の償却費が生ずる事業年度である場合の通算対象外欠損金額 (6)	制限対象額	特定資産譲渡等損失額 (19)	通算対象外欠損金額 (12)又は(6)と((13)+(14))のうち少ない金額	調整通算前欠損金額 (6)-(15)
12	13	14	15	16
円	円	円	円	円

適用期間において生ずる特定資産譲渡等損失額の計算の明細				
支配関係発生日	・	・	当期中の適用期間における特定資産の譲渡等による損失の額	17
通算承認の効力が生じた日以後3年を経過する日と支配関係発生日以後5年を経過する日とのうちいずれか早い日	・	・	当期中の適用期間における特定資産の譲渡等による利益の額	18
当期中の適用期間	・	・	特定資産譲渡等損失額 (((17)-(18))又は(別表七の三付表二「6」)-(別表七の三付表一「5」又は「9」)	19

支配関係事業年度開始日における時価が帳簿価額を下回っていない資産の明細					
名称等	時価	帳簿価額	名称等	時価	帳簿価額
	円	円		円	円

通算対象外欠損金額又は通算対象所得金額の計算及び通算対象外欠損金額の計算に関する明細書

事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S2社
------	-------------------	-----	-----

別表七の三

通算対象外欠損金額又は通算対象所得金額の計算				
所得事業年度であ	通算前所得金額 (別表四「39の①」+「40の①」)	1	2,500,000	円
	他の通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」)-(1)	2	15,000,000	円
	計 (1)+(2)	3	17,500,000	円
	他の通算法人の調整通算前欠損金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」と「28の計」のうち少ない金額)	4	9,000,000	円
	通算対象外欠損金額 $(4) \times \frac{(1)}{(3)}$	5	1,285,714	円
場合	通算前欠損金額	6		円
	調整通算前欠損金額 (6)又は(16)	7		円
	他の通算法人の調整通算前欠損金額の合計額 (別表十八(一)「28の計」)-(7)	8		円
	計 (7)+(8)	9		円
	他の通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」と「28の計」のうち少ない金額)	10		円
通算対象所得金額 $(10) \times \frac{(7)}{(9)}$	11		円	

通算前欠損金額の調整計算の明細				
多額の償却費が生ずる事業年度である場合の通算対象外欠損金額 (6)	制限対象額	特定資産譲渡等損失額 (19)	通算対象外欠損金額 (12)又は(6)と((13)+(14))のうち少ない金額	調整通算前欠損金額 (6)-(15)
12	13	14	15	16
円	円	円	円	円

適用期間において生ずる特定資産譲渡等損失額の計算の明細				
支配関係発生日	・	・	当期中の適用期間における特定資産の譲渡等による損失の額	17
通算承認の効力が生じた日以後3年を経過する日と支配関係発生日以後5年を経過する日とのうちいずれか早い日	・	・	当期中の適用期間における特定資産の譲渡等による利益の額	18
当期中の適用期間	・	・	特定資産譲渡等損失額 (((17)-(18))又は(別表七の三付表二「6」)-(別表七の三付表一「5」又は「9」))	19

支配関係事業年度開始日における時価が帳簿価額を下回っていない資産の明細					
名称等	時価	帳簿価額	名称等	時価	帳簿価額
	円	円		円	円

設例④－１－２

当初申告が期限後申告である通算法人が
修正申告をする場合

通算対象欠損金額又は通算対象所得金額の計算及び通算対象外欠損金額の計算に関する明細書

事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S3社			
通算対象欠損金額又は通算対象所得金額の計算						
事業年度で あ る 場 合	1	通算前所得金額 (別表四「39の①」+「40の①」)	0	6	通算前欠損金額 (別表四「39の①」+「40の①」)が0を下回る場合のその下回る額	
	2	他の通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」)-(1)	17,500,000	7	調整通算前欠損金額 (6)又は(16)	
	3	計 (1)+(2)	17,500,000	8	他の通算法人の調整通算前欠損金額の合計額 (別表十八(一)「28の計」)-(7)	
	4	他の通算法人の調整通算前欠損金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」と「28の計」のうち少ない金額)	9,000,000	9	計 (7)+(8)	
	5	通算対象欠損金額 (4)× $\frac{(1)}{(3)}$	0	10	他の通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」と「28の計」のうち少ない金額)	
				11	通算対象所得金額 (10)× $\frac{(7)}{(9)}$	
通算前欠損金額の調整計算の明細						
多額の償却費が生ずる事業年度である場合の通算対象外欠損金額 (6)	制限対象額	特定資産譲渡等損失額 (19)	通算対象外欠損金額 (12)又は(6)と((13)+(14))のうち少ない金額	調整通算前欠損金額 (6)-(15)		
12	13	14	15	16		
	円	円	円	円		円
適用期間において生ずる特定資産譲渡等損失額の計算の明細						
支配関係発生日	・	・	当期中の適用期間における特定資産の譲渡等による損失の額	17		円
通算承認の効力が生じた日以後3年を経過する日と支配関係発生日以後5年を経過する日とのうちいずれか早い日	・	・	当期中の適用期間における特定資産の譲渡等による利益の額	18		
当期中の適用期間	・	・	特定資産譲渡等損失額 (((17)-(18))又は(別表七の三付表二「6j」)-(別表七の三付表一「5」又は「9」)	19		
支配関係事業年度開始日における時価が帳簿価額を下回っていない資産の明細						
名称等	時価	帳簿価額	名称等	時価	帳簿価額	
	円	円		円	円	円

別表七の三

各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書

事業年度等	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S3社		
1	P社	S1社	S2社	S3社	計
2	※本設例では記載省略				
3	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	・
I 各通算法人の所得金額等に関する明細書					
4	円	円	円	円	円
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27	15,000,000		2,500,000	0	17,500,000
28		9,000,000			9,000,000
29					
30					
II 各通算法人の地方法人税額等に関する明細書					
31	円	円	円	円	円
32					
33					
34					

別表十八(一)

設例④－２－１

グループ全体が欠損超過のため遮断措置
が適用されない場合（全体再計算）

通算対象欠損金額又は通算対象所得金額の計算及び通算対象外欠損金額の計算に関する明細書

事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S1社						
通算対象欠損金額又は通算対象所得金額の計算									
事業年度で あ る 場 合	通算前所得金額 (別表四「39の①」+「40の①」)	1	円	通算前欠損金額 (別表四「39の①」+「40の①」)が0を下回る場合のその下回る額	6	9,000,000			
	他の通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」)-(1)	2	円	調整通算前欠損金額 (6)又は(16)	7	9,000,000			
	計 (1)+(2)	3	円	他の通算法人の調整通算前欠損金額の合計額 (別表十八(一)「28の計」)-(7)	8	0			
	他の通算法人の調整通算前欠損金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」と「28の計」のうち少ない金額)	4	円	計 (7)+(8)	9	9,000,000			
	通算対象欠損金額 (4)× $\frac{(1)}{(3)}$	5	円	他の通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」と「28の計」のうち少ない金額)	10	7,700,000			
通算対象所得金額 (10)× $\frac{(7)}{(9)}$				11	7,700,000				
通算前欠損金額の調整計算の明細									
多額の償却費が生ずる事業年度である場合の通算対象外欠損金額 (6)	制限対象額	特定資産譲渡等損失額 (19)	通算対象外欠損金額 (12)又は(6)と((13)+(14))のうち少ない金額	調整通算前欠損金額 (6)-(15)	12	13	14	15	16
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
適用期間において生ずる特定資産譲渡等損失額の計算の明細									
支配関係発生日	・	・	当期中の適用期間における特定資産の譲渡等による損失の額	17	円				
通算承認の効力が生じた日以後3年を経過する日と支配関係発生日以後5年を経過する日とのうちいずれか早い日	・	・	当期中の適用期間における特定資産の譲渡等による利益の額	18	円				
当期中の適用期間	・	・	特定資産譲渡等損失額 (((17)-(18))又は(別表七の三付表二「6j」)-(別表七の三付表一「5」又は「9」)	19	円				
支配関係事業年度開始日における時価が帳簿価額を下回っていない資産の明細									
名称等	時価	帳簿価額	名称等	時価	帳簿価額				
	円	円		円	円				

別表七の三

各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書

事業年度等	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S1社		
法人名	通算親法人	P社	S1社	S2社	計
法人番号	※本設例では記載省略				
納税地					
事業年度等	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	・	・
I 各通算法人の所得金額等に関する明細書					
所得金額 (別表一付表「1」) (欠損の場合は0)	円	円	円	円	円
調整通算外配当等流出額 (別表三(一)付表二「20」)					
純通算内配当等の額 (別表三(一)付表二「22」)					
所得金額控除引計 (別表四「39の②」)-(別表七(三)「9」)が0以上の場合のその0以上の額					
欠損金額控除引計 (別表四「39の②」)-(別表七(三)「9」) (プラスの場合は0)					
法人税額 (別表六(二)付表五「1」)					
所得金額又は欠損金額 (別表六(二)付表五「13」)					
(10)のうち0を超える金額					
(10)が0を下回る場合のその下回る額					
非課税国外所得金額 (別表六(二)付表五「17」)					
(13)が0を下回る場合のその下回る額					
(13)のうち0を超える金額					
加算前国外所得金額のうち0を超えるもの (別表六(二)付表五「19」のうち0を超える金額)					
調整前国外所得金額 (別表六(二)付表五「25」)					
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「31」)					
(18)が0を下回る場合のその下回る額					
(18)のうち0を超える金額					
当初損金算入超過額 (当初申告の別表七(一)「4の計」-(2)) (マイナスの場合は0)					
当初損金算入不足額 (当初申告の別表七(一)「2」-(4の計)) (マイナスの場合は0)					
損金算入限度額 (別表七(二)付表一「2」)					
控除対象外欠損金額 (別表七(三)付表「8」)					
中間申告における発生災害損失欠損金額のうち通算対象外欠損金額以外の部分の金額 (別表七(五)「5」)					
通算対象外欠損金額以外の部分に係る繰戻し額 (別表七(五)「7」)					
通算前所得金額 (別表七の三「1」)	2,000,000		5,700,000		7,700,000
調整通算前欠損金額 (別表七の三「7」)		9,000,000			9,000,000
適用関連法人配当等の額の合計額 (別表八(一)付表二「1」)					
支払利子合計額 (別表八(一)付表二「6」)					
II 各通算法人の地方法人税額等に関する明細書					
地方法人税額 (別表六(二)付表五「37」)	円	円	円	円	円
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「39」)					
(32)が0を下回る場合のその下回る額					
(32)のうち0を超える金額					

別表十八(一)

設例④－２－２

全体再計算後に欠損金額が減少する場合
（遮断措置）

通算対象欠損金額又は通算対象所得金額の計算及び通算対象外欠損金額の計算に関する明細書

事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S1社											
通算対象欠損金額又は通算対象所得金額の計算														
事業年度で あ る 場 合	通算前所得金額 (別表四「39の①」+「40の①」)	1	円	通算前欠損金額 (別表四「39の①」+「40の①」が0を下回る場合のその下回る額)	6	円	8,000,000							
	他の通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」)-(1)	2	円	調整通算前欠損金額 (6)又は(16)	7	円	8,000,000							
	計 (1)+(2)	3	円	他の通算法人の調整通算前欠損金額の合計額 (別表十八(一)「28の計」)-(7)	8	円	0							
	他の通算法人の調整通算前欠損金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」と「28の計」のうち少ない金額)	4	円	計 (7)+(8)	9	円	8,000,000							
	通算対象欠損金額 (4)× $\frac{(1)}{(3)}$	5	円	他の通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」と「28の計」のうち少ない金額)	10	円	7,700,000							
通算対象所得金額 (10)× $\frac{(7)}{(9)}$				11	円	7,700,000								
通算前欠損金額の調整計算の明細														
多額の償却費が生ずる事業年度である場合の通算対象外欠損金額 (6)	制限対象額	特定資産譲渡等損失額 (19)	通算対象外欠損金額 (12)又は(6)と((13)+(14))のうち少ない金額	調整通算前欠損金額 (6)-(15)	12	円	13	円	14	円	15	円	16	円
適用期間において生ずる特定資産譲渡等損失額の計算の明細														
支配関係発生日	・	・	当期中の適用期間における特定資産の譲渡等による損失の額	17	円									
通算承認の効力が生じた日以後3年を経過する日と支配関係発生日以後5年を経過する日とのうちいずれか早い日	・	・	当期中の適用期間における特定資産の譲渡等による利益の額	18	円									
当期中の適用期間	・	・	特定資産譲渡等損失額 (((17)-(18))又は(別表七の三付表二「6j」)-(別表七の三付表一「5」又は「9」)	19	円									
支配関係事業年度開始日における時価が帳簿価額を下回っていない資産の明細														
名称等	時価	帳簿価額	名称等	時価	帳簿価額									
	円	円		円	円									

別表七の三

各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書

事業年度等	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S1社
通算親法人	P社	S1社	S2社
法人名	※本設例では記載省略		
法人番号	※本設例では記載省略		
納税地	※本設例では記載省略		
事業年度等	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31
I 各通算法人の所得金額等に関する明細書			
所得金額 (別表一付表「1」) (欠損の場合は0)	円	円	円
調整通算外配当等流出額 (別表三(一)付表二「20」)			
純通算内配当等の額 (別表三(一)付表二「22」)			
所得金額密引計 (別表四「39の①」)-(別表七(三)「9」)が0以上の場合のその0以上の額			
欠損金額密引計 (別表四「39の①」)-(別表七(三)「9」) (プラスの場合は0)			
法人税額 (別表六(二)付表五「1」)			
所得金額又は欠損金額 (別表六(二)付表五「13」)			
(10)のうち0を超える金額			
(10)が0を下回る場合のその下回る額			
非課税国外所得金額 (別表六(二)付表五「17」)			
(13)が0を下回る場合のその下回る額			
(13)のうち0を超える金額			
加算前国外所得金額のうち0を超えるもの (別表六(二)付表五「19」のうち0を超える金額)			
調整前国外所得金額 (別表六(二)付表五「25」)			
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「31」)			
(18)が0を下回る場合のその下回る額			
(18)のうち0を超える金額			
当初損金算入超過額 (当初申告の別表七(一)「4の計」-「2」) (マイナスの場合は0)			
当初損金算入不足額 (当初申告の別表七(一)「2」-「4の計」) (マイナスの場合は0)			
損金算入限度額 (別表七(二)付表一「2」)			
控除対象外欠損金額 (別表七(三)付表「8」)			
中間申告における発生災害損失欠損金額のうち通算対象外欠損金額以外の部分の金額 (別表七(五)「5」)			
通算対象外欠損金額以外の部分に係る繰戻し額 (別表七(五)「7」)			
通算前所得金額 (別表七の三「1」)	2,000,000	5,700,000	7,700,000
調整通算前欠損金額 (別表七の三「7」)		8,000,000	8,000,000
適用関連法人配当等の額の合計額 (別表八(一)付表二「1」)			
支払利子合計額 (別表八(一)付表二「6」)			
II 各通算法人の地方法人税額等に関する明細書			
地方法人税額 (別表六(二)付表五「37」)	円	円	円
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「39」)			
(32)が0を下回る場合のその下回る額			
(32)のうち0を超える金額			

別表十八(一)

5 欠損金の通算

(別表七(一)、七(二)、七(二)付表一、七(二)付表二)

設例⑤ー 1

当初申告における欠損金の通算

通算法人の欠損金の通算に関する明細書

事業年度		X・4・1 X+1・3・31		法人名		S2社											
控除前所得金額 (別表七(一)「1」)	1	4,150	円	損金算入限度額 (別表七(一)「2」)	2	2,075	円	他の通算法人の損金算入限度額の合計額 (別表十八(一)「23の計」)-(2)	3	10,400	円						
10年内事業年度	発生欠損金額の明細	特定欠損金額に係る控除未済額 (当該10年内事業年度に係る対応事業年度の別表七(二)「2」)	非特定欠損金額に係る控除未済額 (当該10年内事業年度に係る対応事業年度の別表七(二)「5」)	特定欠損金控除額 (4)と(14)のうち少ない金額	非特定欠損金控除額 (18)×(20)	当期欠損金控除額の合計額 (6)+(7)	当該10年内事業年度前の各10年内事業年度における既損金算入額の合計額 (当該10年内事業年度前の(8)の合計額)	他の通算法人の既損金算入額の合計額 (別表十八(一)付表「3」)-(9)	4	5	6	7	8	9	10		
計		4,600	0	4,150	0	4,150	0	0							0		
欠損金の通算に関する計算																	
10年内事業年度	特定欠損金額の計算	非特定欠損金額の計算	修正申告である場合	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
計				4,150	4,150	1	4,150	6,000	0	5,150							
10年内事業年度	非特定欠損金配賦限度額 (15)× $\frac{(16)}{\text{別表十八(一)付表「5」}}$ (別表十八(一)付表「5」=0の場合は0)	通算総調整損金算入限度額 (別表十八(一)「23の計」)-(別表十八(一)付表「2」+「5」)	非特定損金算入割合 (19) (15) (1を越える場合は1) (15)=0の場合は0)	当初被配賦欠損金控除額 (当初申告の(18)-(5)×(20)) (15)=0の場合は0)	当初配賦欠損金控除額 (当初申告の(5)-(18)×(20)) (マイナスの場合は0)	当初配賦欠損金控除額の益算入額 (22)-(5) (マイナスの場合は0)	調整当初配賦欠損金控除額 (22)-(23)	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
計								0	3,075	0.5125							

別表七(二)付表一

通算法人の欠損金の通算に関する明細書

事業年度		X・4・1 X+1・3・31		法人名		S3社									
控除前所得金額 (別表七(一)「1」)	1	0	円	損金算入限度額 (別表七(一)「2」)	2	0	円	他の通算法人の損金算入限度額の合計額 (別表十八(一)「23の計」)-(2)	3	12,475	円				
10年内事業年度	発生欠損金額の明細	非特定欠損金額に係る控除未済額 (当該10年内事業年度に 係る対応事業年度の別表七(二)「2」)	特定欠損金額に係る控除未済額 (当該10年内事業年度に 係る対応事業年度の別表七(二)「5」)	特定欠損金控除額 (4)と(14)のうち少ない金額	非特定欠損金控除額 (18)×(20)	当期欠損金控除額の合計額 (6)+(7)	当該10年内事業年度前の各10年内事業年度における既損金算入額の合計額 (当該10年内事業年度前の(8)の合計額)	他の通算法人の既損金算入額の合計額 (別表十八(一)付表「3」)-(9)	4	5	6	7	8	9	10
計		0	700	0	0	0	0	0							0
欠損金の通算に関する計算															
10年内事業年度	特定欠損金額の計算	非特定欠損金額の計算	特定損金算入割合 別表十八(一)「20の計」-(別表十八(一)付表「5」) (4)と(11)のうち少ない金額 別表十八(一)付表「4」 (1を超える場合は1) (別表十八(一)付表「4」=0の場合は0)	特定損金算入限度額 (12)×(13)	各通算法人の非特定欠損金額に係る控除未済額の合計額 (別表十八(一)付表「1」)	既損金算入額及び特定損金算入額控除後の損金算入限度額 (2)-(6)+(9) (マイナスの場合は0)	他の通算法人の既損金算入額及び特定損金算入額控除後の損金算入限度額の合計額 (別表十八(一)付表「5」)-(16)	11	12	13	14	15	16	17	
計				1	0	6,000	0	5,150							
非特定欠損金額の計算															
10年内事業年度	非特定欠損金配賦限度額 (15)× (16) (別表十八(一)付表「5」=0の場合は0)	通算総調整損金算入限度額 (別表十八(一)「23の計」)-(別表十八(一)付表「2」+「3」)	非特定損金算入割合 (19) (15) (1を超える場合は1) (15)=0の場合は0)	当初被配賦欠損金控除額 (当初申告の(18)-(5)×(20)) (15)=0の場合は0)	当初配賦欠損金控除額 (当初申告の(5)-(18)×(20)) (マイナスの場合は0)	当初配賦欠損金控除額の益算入額 (22)-(5) (マイナスの場合は0)	調整当初配賦欠損金控除額 (22)-(23)	18	19	20	21	22	23	24	
計		0	3,075	0.5125											

別表七(二)付表一

設例⑤－２－１

欠損控除前所得金額の変動に伴う遮断措置（当初被配賦欠損金控除額がある場合）

各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書

事業年度等	X・4・1 X+1・3・31	法人名	P社
-------	-------------------	-----	----

別表十八(一)

法人名	通算親法人	S1社	S2社	S3社		計
法人番号	※本設例では記載省略					
納税地	※本設例では記載省略					
事業年度等	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	・	・

I 各通算法人の所得金額等に関する明細書

所得金額 (別表一付表「1」) (欠損の場合は0)	4	円	円	円	円	円	円
調整通算外配当等流出額 (別表三(一)付表二「20」)	5						
純通算内配当等の額 (別表三(一)付表二「22」)	6						
所得金額差引計 (別表四「39の①」) - (別表七(三)「9」)が0以上の場合のその0以上の額	7						
欠損金額差引計 (別表四「39の①」) - (別表七(三)「9」) (プラスの場合は0)	8						
法人税額 (別表六(二)付表五「1」)	9						
所得金額又は欠損金額 (別表六(二)付表五「13」)	10						
(10)のうち0を超える金額	11						
(10)が0を下回る場合のその下回る額	12						
非課税国外所得金額 (別表六(二)付表五「17」)	13						
(13)が0を下回る場合のその下回る額	14						
(13)のうち0を超える金額	15						
加算前国外所得金額のうち0を超えるもの (別表六(二)付表五「19」のうち0を超える金額)	16						
調整前国外所得金額 (別表六(二)付表五「25」)	17						
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「31」)	18						
(18)が0を下回る場合のその下回る額	19						
(18)のうち0を超える金額	20						
当初損金算入超過額 (当初申告の別表七(一)「4の計」 - 「2」) (マイナスの場合は0)	21	0	0	2,075	0		2,075
当初損金算入不足額 (当初申告の別表七(一)「2」 - 「4の計」) (マイナスの場合は0)	22	1,934	141	0	0		2,075
損金算入限度額 (別表七(二)付表一「2」)	23						
控除対象欠損金額 (別表七(三)付表「8」)	24						
中間申告における発生災害損失欠損金額のうち通算対象外欠損金額以外の部分の金額 (別表七(五)「5」)	25						
通算対象外欠損金額以外の部分に係る繰戻し額 (別表七(五)「7」)	26						
通算前所得金額 (別表七の三「1」)	27						
調整通算前欠損金額 (別表七の三「7」)	28						
適用関連法人配当等の額の合計額 (別表八(一)付表二「1」)	29						
支払利子合計額 (別表八(一)付表二「6」)	30						

II 各通算法人の地方法人税額等に関する明細書

地方法人税額 (別表六(二)付表五「37」)	31	円	円	円	円	円	円
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「39」)	32						
(32)が0を下回る場合のその下回る額	33						
(32)のうち0を超える金額	34						

設例⑤－２－２

欠損控除前所得金額の変動に伴う遮断措置（当初配賦欠損金控除額がある場合）

各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書

事業年度等	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S3社
-------	-------------------	-----	-----

別表十八(一)

法人名	通算親法人	S1社	S2社	S3社		計
法人番号	※本設例では記載省略					
納税地	※本設例では記載省略					
事業年度等	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	・	・

I 各通算法人の所得金額等に関する明細書

所得金額 (別表一付表「1」) (欠損の場合は0)	4	円	円	円	円	円	円
調整通算外配当等流出額 (別表三(一)付表二「20」)	5						
純通算内配当等の額 (別表三(一)付表二「22」)	6						
所得金額差引計 (別表四「39の①」) - (別表七(三)「9」)が0以上の場合のその0以上の額	7						
欠損金額差引計 (別表四「39の①」) - (別表七(三)「9」) (プラスの場合は0)	8						
法人税額 (別表六(二)付表五「1」)	9						
所得金額又は欠損金額 (別表六(二)付表五「13」)	10						
(10)のうち0を超える金額	11						
(10)が0を下回る場合のその下回る額	12						
非課税国外所得金額 (別表六(二)付表五「17」)	13						
(13)が0を下回る場合のその下回る額	14						
(13)のうち0を超える金額	15						
加算前国外所得金額のうち0を超えるもの (別表六(二)付表五「19」のうち0を超える金額)	16						
調整前国外所得金額 (別表六(二)付表五「25」)	17						
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「31」)	18						
(18)が0を下回る場合のその下回る額	19						
(18)のうち0を超える金額	20						
当初損金算入超過額 (当初申告の別表七(一)「4の計」 - 「2」) (マイナスの場合は0)	21	0	0	2,075	0		2,075
当初損金算入不足額 (当初申告の別表七(一)「2」 - 「4の計」) (マイナスの場合は0)	22	1,934	141	0	0		2,075
損金算入限度額 (別表七(二)付表一「2」)	23						
控除対象欠損金額 (別表七(三)付表「8」)	24						
中間申告における発生災害損失欠損金額のうち通算対象外欠損金額以外の部分の金額 (別表七(五)「5」)	25						
通算対象外欠損金額以外の部分に係る繰戻し額 (別表七(五)「7」)	26						
通算前所得金額 (別表七の三「1」)	27						
調整通算前欠損金額 (別表七の三「7」)	28						
適用関連法人配当等の額の合計額 (別表八(一)付表二「1」)	29						
支払利子合計額 (別表八(一)付表二「6」)	30						

II 各通算法人の地方法人税額等に関する明細書

地方法人税額 (別表六(二)付表五「37」)	31	円	円	円	円	円	円
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「39」)	32						
(32)が0を下回る場合のその下回る額	33						
(32)のうち0を超える金額	34						

設例⑤－２－３

他の通算法人に配賦した非特定欠損金額が過大であった場合の遮断措置（取戻し調整）

各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書

事業年度等	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S1社
-------	-------------------	-----	-----

別表十八(一)

法人名	通算親法人	S1社	S2社	S3社		計
法人番号	※本設例では記載省略					
納税地	※本設例では記載省略					
事業年度等	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	・	・

I 各通算法人の所得金額等に関する明細書

所得金額 (別表一付表「1」) (欠損の場合は0)	4	円	円	円	円	円	円
調整通算外配当等流出額 (別表三(一)付表二「20」)	5						
純通算内配当等の額 (別表三(一)付表二「22」)	6						
所得金額差引計 (別表四「39の①」) - (別表七(三)「9」)が0以上の場合のその0以上の額	7						
欠損金額差引計 (別表四「39の①」) - (別表七(三)「9」) (プラスの場合は0)	8						
法人税額 (別表六(二)付表五「1」)	9						
所得金額又は欠損金額 (別表六(二)付表五「13」)	10						
(10)のうち0を超える金額	11						
(10)が0を下回る場合のその下回る額	12						
非課税国外所得金額 (別表六(二)付表五「17」)	13						
(13)が0を下回る場合のその下回る額	14						
(13)のうち0を超える金額	15						
加算前国外所得金額のうち0を超えるもの (別表六(二)付表五「19」のうち0を超える金額)	16						
調整前国外所得金額 (別表六(二)付表五「25」)	17						
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「31」)	18						
(18)が0を下回る場合のその下回る額	19						
(18)のうち0を超える金額	20						
当初損金算入超過額 (当初申告の別表七(一)「4の計」 - 「2」) (マイナスの場合は0)	21	0	0	2,075	0		2,075
当初損金算入不足額 (当初申告の別表七(一)「2」 - 「4の計」) (マイナスの場合は0)	22	1,934	141	0	0		2,075
損金算入限度額 (別表七(二)付表一「2」)	23						
控除対象欠損金額 (別表七(三)付表「8」)	24						
中間申告における発生災害損失欠損金額のうち通算対象外欠損金額以外の部分の金額 (別表七(五)「5」)	25						
通算対象外欠損金額以外の部分に係る繰戻し額 (別表七(五)「7」)	26						
通算前所得金額 (別表七の三「1」)	27						
調整通算前欠損金額 (別表七の三「7」)	28						
適用関連法人配当等の額の合計額 (別表八(一)付表二「1」)	29						
支払利子合計額 (別表八(一)付表二「6」)	30						

II 各通算法人の地方法人税額等に関する明細書

地方法人税額 (別表六(二)付表五「37」)	31	円	円	円	円	円	円
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「39」)	32						
(32)が0を下回る場合のその下回る額	33						
(32)のうち0を超える金額	34						

6 受取配当等の益金不算入
(配当等の額から控除する利子の額の計算)
(別表八(一)付表二)

設例⑥－1

当初申告において令第19条第2項の規定
を適用する場合

支払利子の額及び受取配当等の額に関する明細書

		事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	P社	別表八(一)付表
支払利子の額の明細						
令第19条第2項の規定による支払利子控除額の計算						
1	適用・不適用					
2	3,000,000	円				
3	超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)の三「10」)					
4	支払利子等の額の合計額 (2)-(3)+(4)				3,000,000	
受取配当等の額の明細						
完全子法人株式会社等						
6	法人名					
7	本店の所在地					
8	受取配当等の額の計算期間	・	・	・	・	
9	受取配当等の額		円	円	円	円
関連子法人株式会社等						
10	法人名		X社			
11	本店の所在地					
12	受取配当等の額の計算期間		※本設例では記載省略	・	・	・
13	保有割合					
14	受取配当等の額		15,000,000	円	円	円
法人						
15	同上のうち益金の額に算入される金額		0			0
16	益金不算入の対象となる金額 (14)-(15)		15,000,000			15,000,000
17	(1)が「不適用」の場合又は別表八(一)付表二「13」が「非該当」の場合 (16)×0.04					
18	(16) (16の計)		1			1
19	支払利子等の10%相当額 (((5)×0.1)又は(別表八(一)付表二「14」)×(18))		307,143	円	円	円
20	支払利子等控除後の受取配当等の額 (16)-((17)又は(19))		14,692,857			14,692,857
その他株式等						
21	法人名					
22	本店の所在地					
23	保有割合					
24	受取配当等の額		円	円	円	円
25	同上のうち益金の額に算入される金額					
26	益金不算入の対象となる金額 (24)-(25)					
非支配株式等						
27	法人名又は銘柄					
28	本店の所在地					
29	基準日等	・	・	・	・	
30	保有割合					
31	受取配当等の額		円	円	円	円
32	同上のうち益金の額に算入される金額					
33	益金不算入の対象となる金額 (31)-(32)					

通算法人の関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額の計算に関する明細書

		事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	P社	別表八(一)付表
支払利子等の控除額の計算						
1	適用関連法人配当等の額の合計額 (別表八(一)付表「16」の計)		15,000,000	円		
2	他の通算法人の適用関連法人配当等の額の合計額 (別表十八(一)「29」の計)-(1)		6,000,000			
3	計 (1)+(2)		21,000,000			
4	支払利子等の額の合計額 (別表八(一)付表「5」)		3,000,000			
5	他の通算法人に対する支払利子等の額		0			
6	支払利子合計額 (4)-(5) (マイナスの場合は0)		3,000,000			
7	他の通算法人の支払利子合計額の合計 (別表十八(一)「30」の計)-(6)		1,300,000			
8	計 (6)+(7)		4,300,000			
修正申告で						
15	当初申告適用関連法人配当合計額の合計の4%相当額 (当初申告の(3))×0.04			円		
16	当初申告支払利子合計額の合計の10%相当額 (当初申告の(8))×0.1					
17	適用関連法人配当等の額の合計額の合計の4%相当額 (3)×0.04					
18	支払利子合計額の合計の10%相当額 (8)×0.1					
19	法第64条の5第6項の規定の適用がある場合、(15)<(16)である場合又は(17)<(18)である場合		該当		非該当	
調整前						
20	調整前当初支払利子配賦額 (10)			円		
21	利子修正額 (6)-(当初申告の(6))					
22	調整当初支払利子配賦額 (20)+(21) (マイナスの場合は0)					
23	調整当初支払利子配賦額の10%相当額 (22)×0.1					
24	当初支払利子配賦額の控除不足額の益金算入額 (23)-(1) (マイナスの場合は0)					

各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書

事業年度等	X・4・1 X+1・3・31	法人名	P社
-------	-------------------	-----	----

別表十八(一)

法人名	通算親法人					計
法人番号	P社	S1社	S2社			
納税地	※本設例では記載省略					
事業年度等	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	・	・	

I 各通算法人の所得金額等に関する明細書

所得金額 (別表一付表「1」) (欠損の場合は0)	4	円	円	円	円	円	円
調整通算外配当等流出額 (別表三(一)付表二「20」)	5						
純通算内配当等の額 (別表三(一)付表二「22」)	6						
所得金額差引計 (別表四「39の①」) = (別表七(三)「9」)が0以上の場合のその0以上の額	7						
欠損金額差引計 (別表四「39の②」) = (別表七(三)「9」) (プラスの場合は0)	8						
法人税額 (別表六(二)付表五「1」)	9						
所得金額又は欠損金額 (別表六(二)付表五「13」)	10						
(10)のうち0を超える金額	11						
(10)が0を下回る場合のその下回る額	12						
非課税国外所得金額 (別表六(二)付表五「17」)	13						
(13)が0を下回る場合のその下回る額	14						
(13)のうち0を超える金額	15						
加算前国外所得金額のうち0を超えるもの (別表六(二)付表五「19」のうち0を超える金額)	16						
調整前国外所得金額 (別表六(二)付表五「25」)	17						
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「31」)	18						
(18)が0を下回る場合のその下回る額	19						
(18)のうち0を超える金額	20						
当初損金算入超過額 (当初申告の別表七(一)「4の計」 - 「2」) (マイナスの場合は0)	21						
当初損金算入不足額 (当初申告の別表七(一)「2」 - 「4の計」) (マイナスの場合は0)	22						
損金算入限度額 (別表七(二)付表一「2」)	23						
控除対象欠損金額 (別表七(三)付表「8」)	24						
中間申告における発生災害損失欠損金額のうち通算対象外欠損金額以外の部分の金額 (別表七(五)「5」)	25						
通算対象外欠損金額以外の部分に係る繰戻し額 (別表七(五)「7」)	26						
通算前所得金額 (別表七の三「1」)	27						
調整通算前欠損金額 (別表七の三「7」)	28						
適用関連法人配当等の合計額 (別表八(一)付表二「1」)	29	15,000,000	6,000,000	0			21,000,000
支払利子合計額 (別表八(一)付表二「6」)	30	3,000,000	500,000	800,000			4,300,000

II 各通算法人の地方法人税額等に関する明細書

地方法人税額 (別表六(二)付表五「37」)	31	円	円	円	円	円	円
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「39」)	32						
(32)が0を下回る場合のその下回る額	33						
(32)のうち0を超える金額	34						

支払利子の額及び受取配当等の額に関する明細書

事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S1社
支 払 利 子 等 の 額 の 明 細			
令第19条第2項の規定による支払利子控除額の計算	1	適用・不適用	
当期に支払う利子等の額	2	500,000円	円
国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額	3		
(別表十七(一)「35」と別表十七(二)「29」のうち多い金額)又は(別表十七(二)「34」と別表十七の三(二)「17」のうち多い金額)	3		
超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)の三「10」)	4		
支払利子等の額の合計額 (2)-(3)+(4)	5	500,000	円
受 取 配 当 等 の 額 の 明 細			
完全子法人株式会社等	6		
本店の所在地	7		
受取配当等の額の計算期間	8	・	円
受取配当等の額	9		円
関連株	10	Y社	
本店の所在地	11		
受取配当等の額の計算期間	12	※本設例では記載省略	
保有割合	13		
受取配当等の額	14	6,000,000円	円
法人	15	0	円
同上のうち益金の額に算入される金額	15		
益金不算入の対象となる金額 (14)-(15)	16	6,000,000	円
(1)が「不適用」の場合又は別表八(一)付表二「13」が「非該当」の場合 (16)×0.04	17		
同上以外の場合 (16) (16の計)	18	1	円
支払利子等の10%相当額 (((5)×0.1)又は(別表八(一)付表二「14」)×(18))	19	122,857	円
支払利子等控除後の受取配当等の額 (16)-((17)又は(19))	20	5,877,143	円
その他株式等	21		
本店の所在地	22		
保有割合	23		
受取配当等の額	24		円
同上のうち益金の額に算入される金額	25		
益金不算入の対象となる金額 (24)-(25)	26		
非支配株	27		
法人名又は銘柄	28		
本店の所在地	29		
基準日等	30		
保有割合	31		円
受取配当等の額	32		
同上のうち益金の額に算入される金額	33		
益金不算入の対象となる金額 (31)-(32)	33		

別表八(一)付表一

通算法人の関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額の計算に関する明細書

事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S1社
支 払 利 子 等 の 控 除 額 の 計 算			
適用関連法人配当等の額の合計額 (別表八(一)付表一「16」の計)	1	6,000,000	円
他の通算法人の適用関連法人配当等の額の合計額の合計 (別表十八(一)「29」の計)-(1)	2	15,000,000	円
計 (1)+(2)	3	21,000,000	円
支払利子等の額の合計額 (別表八(一)付表一「5」)	4	500,000	円
他の通算法人に対する支払利子等の額	5	0	円
支払利子合計額 (4)-(5) (マイナスの場合は0)	6	500,000	円
他の通算法人の支払利子合計額の合計 (別表十八(一)「30」の計)-(6)	7	3,800,000	円
計 (6)+(7)	8	4,300,000	円
修 正 申 告 場 合			
再計算要否の判定	15		円
当初申告適用関連法人配当合計額の合計の4%相当額 (当初申告の(3))×0.04	15		
当初申告支払利子合計額の合計の10%相当額 (当初申告の(8))×0.1	16		
適用関連法人配当等の額の合計額の合計の4%相当額 (3)×0.04	17		
支払利子合計額の合計の10%相当額 (8)×0.1	18		
法第64条の5第6項の規定の適用がある場合、(15)<(16)である場合又は(17)<(18)である場合	19	該当・非該当	
調整前当初支払利子配賦額 (10)	20		円
利子修正額 (6)-(当初申告の(6))	21		
調整当初支払利子配賦額 (20)+(21) (マイナスの場合は0)	22		
調整当初支払利子配賦額の10%相当額 (22)×0.1	23		
当初支払利子配賦額の控除不足額の益金算入額 (23)-(1) (マイナスの場合は0)	24		

別表八(一)付表二

支払利子の額及び受取配当等の額に関する明細書

事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S2社	別表八(一)付表一
支払利子の額の明細				
令第19条第2項の規定による支払利子控除額の計算	1	適用・不適用		
当期に支払う利子の額	2	800,000円	超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)の三「10」)	4
国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七(二)の二「29」のうち多い金額)又は(別表十七(二)の二「34」と別表十七の三(二)「17」のうち多い金額)	3		支払利子等の額の合計額 (2)-(3)+(4)	5
受取配当等の額の明細				
完全子法人株式会社等	6			計
本店の所在地	7			
受取配当等の額の計算期間	8	・	・	・
受取配当等の額	9	円	円	円
関連株	10			計
本店の所在地	11			
受取配当等の額の計算期間	12	・	・	・
保有割合	13			
受取配当等の額	14	円	円	円
法人	15			0
同上のうち益金の額に算入される金額	16			0
益金不算入の対象となる金額 (14)-(15)	17			
(1)が「不適用」の場合又は別表八(一)付表二「13」が「非該当」の場合 (16)×0.04	18			
同上以外の場合 (16) (16の計)	19	円	円	円
支払利子等控除後の受取配当等の額 (16)-((17)又は(19))	20			
その他株	21			計
本店の所在地	22			
保有割合	23			
受取配当等の額	24	円	円	円
同上のうち益金の額に算入される金額	25			
益金不算入の対象となる金額 (24)-(25)	26			
非支配	27			計
法人名又は銘柄	28			
本店の所在地	29	・	・	・
基準日	30			
目保	31	円	円	円
受取配当等の額	32			
同上のうち益金の額に算入される金額	33			
益金不算入の対象となる金額 (31)-(32)				

通算法人の関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額の計算に関する明細書

事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S2社	別表八(一)付表二
支払利子等の控除額の計算				
適用関連法人配当等の額の合計額 (別表八(一)付表一「16」の計)	1	0円	支払利子合計額の配賦割合 (1) (3)	9
他の通算法人の適用関連法人配当等の額の合計額の合計 (別表十八(一)「29」の計)-(1)	2	21,000,000	支払利子配賦額 (8)×(9)	10
計 (1)+(2)	3	21,000,000	適用関連法人配当等の額の合計額の4%相当額 (1)×0.04	11
支払利子等の額の合計額 (別表八(一)付表一「5」)	4	800,000	支払利子配賦額の10%相当額 (10)×0.1	12
他の通算法人に対する支払利子等の額	5	0	令第19条第2項の適用の判定 (11)≥(12)の場合には「該当」、 その他の場合には「非該当」	13
支払利子合計額 (4)-(5) (マイナスの場合は0)	6	800,000	支払利子等の控除額 ((10)+(21))×0.1 (マイナスの場合は0)	14
他の通算法人の支払利子合計額の合計 (別表十八(一)「30」の計)-(6)	7	3,500,000		
計 (6)+(7)	8	4,300,000		
修正申告で受取配当等の額に算入される金額				
再計	15		調整前当初支払利子配賦額 (10)	20
算	16		利子修正額 (6)-(当初申告の(6))	21
要	17		調整当初支払利子配賦額 (20)+(21) (マイナスの場合は0)	22
否	18		調整当初支払利子配賦額の10%相当額 (22)×0.1	23
判	19	該当・非該当	当初支払利子配賦額の控除不足額の益金算入額 (23)-(1) (マイナスの場合は0)	24

設例⑥－２－１

令第19条第2項（特例）の適用の判定

支払利子等の額及び受取配当等の額に関する明細書

		事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	P社	別表八(一)付表一
支 払 利 子 等 の 額 の 明 細						
令第19条第2項の規定による支払利子控除額の計算						
1	適用・不適用					
2	当期に支払う利子等の額	7,000,000	円			
3	国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七(二)「29」のうち多い金額)又は(別表十七(二)「34」と別表十七の三(二)「17」のうち多い金額)					
4	超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)の三「10」)					
5	支払利子等の額の合計額 (2)-(3)+(4)	7,000,000				
受 取 配 当 等 の 額 の 明 細						
完全子法人株式会社等						
6	法人名					
7	本店の所在地					
8	受取配当等の額の計算期間	・	・	・	・	
9	受取配当等の額		円	円	円	円
関連子法人株式会社等						
10	法人名	X社				
11	本店の所在地					
12	受取配当等の額の計算期間	※本設例では記載省略	・	・	・	・
13	保有割合					
14	受取配当等の額	13,000,000	円	円	円	円
法人						
15	同上のうち益金の額に算入される金額	0				0
16	益金不算入の対象となる金額 (14)-(15)	13,000,000				13,000,000
17	(1)が「不適用」の場合又は別表八(一)付表二「13」が「非該当」の場合 (16)×0.04	520,000				520,000
18	同上以外の場合 (16) (16の計)					
19	支払利子等の10%相当額 (5)×0.1又は(別表八(一)付表二「14」)×(18)		円	円	円	円
20	支払利子等控除後の受取配当等の額 (16)-(17)又は(19)	12,480,000				12,480,000
その他株式等						
21	法人名					
22	本店の所在地					
23	保有割合					
24	受取配当等の額		円	円	円	円
25	同上のうち益金の額に算入される金額					
26	益金不算入の対象となる金額 (24)-(25)					
非支配株式等						
27	法人名又は銘柄					
28	本店の所在地					
29	基準日等	・	・	・	・	
30	保有割合					
31	受取配当等の額		円	円	円	円
32	同上のうち益金の額に算入される金額					
33	益金不算入の対象となる金額 (31)-(32)					

通算法人の関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額の計算に関する明細書

		事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	P社	別表八(一)付表二
支 払 利 子 等 の 控 除 額 の 計 算						
1	適用関連法人配当等の額の合計額 (別表八(一)付表一「16」の計)	13,000,000	円			
2	他の通算法人の適用関連法人配当等の額の合計額の合計 (別表十八(一)「29」の計)-(1)	12,000,000				
3	計 (1)+(2)	25,000,000				
4	支払利子等の額の合計額 (別表八(一)付表一「5」)	7,000,000				
5	他の通算法人に対する支払利子等の額	0				
6	支払利子合計額 (4)-(5) (マイナスの場合は0)	7,000,000				
7	他の通算法人の支払利子合計額の合計 (別表十八(一)「30」の計)-(6)	4,500,000				
8	計 (6)+(7)	11,500,000				
修正申告で受取る場合						
9	調整前当初支払利子配賦割合 (1)					0.52
10	支払利子配賦額 (8)×(9)					5,980,000
11	適用関連法人配当等の額の合計額の4%相当額 (1)×0.04					520,000
12	支払利子配賦額の10%相当額 (10)×0.1					598,000
13	令第19条第2項の適用の判定 (11)≥(12)の場合には「該当」、 その他の場合には「非該当」					該当・ 非該当
14	支払利子等の控除額 (10)+(21)×0.1 (マイナスの場合は0)					
再計算要否の判定						
15	当初申告適用関連法人配当合計額の合計の4%相当額 (当初申告の(3))×0.04		円			
16	当初申告支払利子合計額の合計の10%相当額 (当初申告の(8))×0.1					
17	適用関連法人配当等の額の合計額の合計の4%相当額 (3)×0.04					
18	支払利子合計額の合計の10%相当額 (8)×0.1					
19	法第64条の5第6項の規定の適用がある場合、(15)<(16)である場合又は(17)<(18)である場合					該当・非該当
20	調整前当初支払利子配賦額 (10)					
21	利子修正額 (6)-(当初申告の(6))					
22	調整当初支払利子配賦額 (20)+(21) (マイナスの場合は0)					
23	調整当初支払利子配賦額の10%相当額 (22)×0.1					
24	当初支払利子配賦額の控除不足額の益金算入額 (23)-(1) (マイナスの場合は0)					

各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書

事業年度等	X・4・1 X+1・3・31	法人名	P社
-------	-------------------	-----	----

別表十八(一)

法人名	通算親法人	P社	S1社	S2社			計
法人番号	※本設例では記載省略						
納税地							
事業年度等	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	・	・	

I 各通算法人の所得金額等に関する明細書

所得金額 (別表一付表「1」) (欠損の場合は0)	4	円	円	円	円	円	円
調整通算外配当等流出額 (別表三(一)付表二「20」)	5						
純通算内配当等の額 (別表三(一)付表二「22」)	6						
所得金額差引計 (別表四「39の①」) - (別表七(三)「9」)が0以上の場合のその0以上の額	7						
欠損金額差引計 (別表四「39の①」) - (別表七(三)「9」) (プラスの場合は0)	8						
法人税額 (別表六(二)付表五「1」)	9						
所得金額又は欠損金額 (別表六(二)付表五「13」)	10						
(10)のうち0を超える金額	11						
(10)が0を下回る場合のその下回る額	12						
非課税国外所得金額 (別表六(二)付表五「17」)	13						
(13)が0を下回る場合のその下回る額	14						
(13)のうち0を超える金額	15						
加算前国外所得金額のうち0を超えるもの (別表六(二)付表五「19」のうち0を超える金額)	16						
調整前国外所得金額 (別表六(二)付表五「25」)	17						
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「31」)	18						
(18)が0を下回る場合のその下回る額	19						
(18)のうち0を超える金額	20						
当初損金算入超過額 (当初申告の別表七(一)「4の計」 - 「2」) (マイナスの場合は0)	21						
当初損金算入不足額 (当初申告の別表七(一)「2」 - 「4の計」) (マイナスの場合は0)	22						
損金算入限度額 (別表七(二)付表一「2」)	23						
控除対象欠損金額 (別表七(三)付表「8」)	24						
中間申告における発生災害損失欠損金額のうち通算対象外欠損金額以外の部分の金額 (別表七(五)「5」)	25						
通算対象外欠損金額以外の部分に係る繰戻し額 (別表七(五)「7」)	26						
通算前所得金額 (別表七の三「1」)	27						
調整通算前欠損金額 (別表七の三「7」)	28						
適用関連法人配当等の額の合計額 (別表八(一)付表二「1」)	29	13,000,000	12,000,000	0			25,000,000
支払利子合計額 (別表八(一)付表二「6」)	30	7,000,000	4,500,000	0			11,500,000

II 各通算法人の地方法人税額等に関する明細書

地方法人税額 (別表六(二)付表五「37」)	31	円	円	円	円	円	円
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「39」)	32						
(32)が0を下回る場合のその下回る額	33						
(32)のうち0を超える金額	34						

支払利子の額及び受取配当等の額に関する明細書

		事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S1社	別表八(一)付表一
支 払 利 子 等 の 額 の 明 細						
令第19条第2項の規定による支払利子控除額の計算						
1	適用・不適用					
2	当期に支払う利子等の額	4,500,000	円			円
3	国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七(二)「29」のうち多い金額)又は(別表十七(二)「34」と別表十七(三)「17」のうち多い金額)					
4	超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)「10」)					
5	支払利子等の額の合計額 (2)-(3)+(4)	4,500,000				
受 取 配 当 等 の 額 の 明 細						
完全子法人株式会社等						
6	法人名					
7	本店の所在地					
8	受取配当等の額の計算期間	・	・	・	・	
9	受取配当等の額		円		円	円
関連連						
10	法人名	Y社				
11	本店の所在地					
12	受取配当等の額の計算期間	※本設例では記載省略	・	・	・	・
13	保有割合					
14	受取配当等の額	12,000,000	円		円	円
法人						
15	同上のうち益金の額に算入される金額	0				0
16	益金不算入の対象となる金額 (14)-(15)	12,000,000				12,000,000
17	(1)が「不適用」の場合又は別表八(一)付表二「13」が「非該当」の場合 (16)×0.04	480,000				480,000
18	同上以外の場合 (16) (16の計)					
19	支払利子等の10%相当額 (5)×0.1又は(別表八(一)付表二「14」)×(18)		円		円	円
20	支払利子等控除後の受取配当等の額 (16)-(17)又は(19)	11,520,000				11,520,000
その他株式等						
21	法人名					
22	本店の所在地					
23	保有割合					
24	受取配当等の額		円		円	円
25	同上のうち益金の額に算入される金額					
26	益金不算入の対象となる金額 (24)-(25)					
非支配的株式等						
27	法人名又は銘柄					
28	本店の所在地					
29	基準日等	・	・	・	・	
30	保有割合					
31	受取配当等の額		円		円	円
32	同上のうち益金の額に算入される金額					
33	益金不算入の対象となる金額 (31)-(32)					

通算法人の関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額の計算に関する明細書

		事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S1社	別表八(一)付表二
支 払 利 子 等 の 控 除 額 の 計 算						
適用関連法人配当等の額の合計額 (別表八(一)付表一「16」の計)						
1	12,000,000	円				
他の通算法人の適用関連法人配当等の額の合計額の合計 (別表十八(一)「29」の計)-(1)						
2	13,000,000					
計 (1)+(2)						
3	25,000,000					
支払利子等の額の合計額 (別表八(一)付表一「5」)						
4	4,500,000					
他の通算法人に対する支払利子等の額						
5	0					
支払利子合計額 (4)-(5) (マイナスの場合は0)						
6	4,500,000					
他の通算法人の支払利子合計額の合計 (別表十八(一)「30」の計)-(6)						
7	7,000,000					
計 (6)+(7)						
8	11,500,000					
修正申告で受取る場合						
再計算要の判定						
15	当初申告適用関連法人配当合計額の合計の4%相当額 (当初申告の(3))×0.04					
16	当初申告支払利子合計額の合計の10%相当額 (当初申告の(8))×0.1					
17	適用関連法人配当等の額の合計額の合計の4%相当額 (3)×0.04					
18	支払利子合計額の合計の10%相当額 (8)×0.1					
19	法第64条の5第6項の規定の適用がある場合、(15)<(16)である場合又は(17)<(18)である場合					該当・非該当
調整前当初支払利子配賦額						
20	(10)					
利子修正額						
21	(6)-(当初申告の(6))					
調整当初支払利子配賦額						
22	(20)+(21) (マイナスの場合は0)					
調整当初支払利子配賦額の10%相当額						
23	(22)×0.1					
当初支払利子配賦額の控除不足額の益金算入額						
24	(23)-(1) (マイナスの場合は0)					

設例⑥－２－２

概算控除を適用していた通算法人が修正により特例を適用することとなる場合
（全体再計算）

支払利子の額及び受取配当等の額に関する明細書

事業年度		X・4・1 X+1・3・31		法人名	P社	
支 払 利 子 等 の 額 の 明 細						
令第19条第2項の規定による支払利子控除額の計算						
1	適用・不適用					
2	2,000,000	円				
3	超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)の三「10」)					
4	2,000,000	円				
5	支払利子等の額の合計額 (2)-(3)+(4)	2,000,000				
受 取 配 当 等 の 額 の 明 細						
6	完全子法人株式等	計				
7	本店の所在地					
8	受取配当等の額の計算期間	円				
9	受取配当等の額	円				
10	関連株	計				
11	本店の所在地					
12	受取配当等の額の計算期間	円				
13	保有割合	円				
14	受取配当等の額	13,000,000				
15	同上のうち益金の額に算入される金額	0				
16	益金不算入の対象となる金額 (14)-(15)	13,000,000				
17	(1)が「不適用」の場合又は別表八(一)付表二「13」が「非該当」の場合 (16)×0.04					
18	同上以外の場合 (16) (16の計)	1				
19	支払利子等の10%相当額 (((5)×0.1)又は(別表八(一)付表二「14」)×(18))	338,000				
20	支払利子等控除後の受取配当等の額 (16)-((17)又は(19))	12,662,000				
21	その他株式等	計				
22	本店の所在地					
23	保有割合	円				
24	受取配当等の額	円				
25	同上のうち益金の額に算入される金額					
26	益金不算入の対象となる金額 (24)-(25)					
27	非支配株	計				
28	本店の所在地					
29	基準日等	円				
30	保有割合	円				
31	受取配当等の額	円				
32	同上のうち益金の額に算入される金額					
33	益金不算入の対象となる金額 (31)-(32)					

別表八(一)付表一

通算法人の関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額の計算に関する明細書

事業年度		X・4・1 X+1・3・31		法人名	P社	
支 払 利 子 等 の 控 除 額 の 計 算						
1	適用関連法人配当等の額の合計額 (別表八(一)付表一「16」の計)	13,000,000	円	9	0.52	円
2	他の通算法人の適用関連法人配当等の額の合計額の合計 (別表十八(一)「29」の計)-(1)	12,000,000		10	3,380,000	円
3	計 (1)+(2)	25,000,000		11	520,000	円
4	支払利子等の額の合計額 (別表八(一)付表一「5」)	2,000,000		12	338,000	円
5	他の通算法人に対する支払利子等の額	0		13	該当・非該当	
6	支払利子合計額 (4)-(5) (マイナスの場合は0)	2,000,000		14	338,000	円
7	他の通算法人の支払利子合計額の合計 (別表十八(一)「30」の計)-(6)	4,500,000				
8	計 (6)+(7)	6,500,000				
修正申告で受取配当等の額から控除する金額						
15	当初申告適用関連法人配当合計額の合計の4%相当額 (当初申告の(3))×0.04	1,000,000	円	20		円
16	当初申告支払利子合計額の合計の10%相当額 (当初申告の(8))×0.1	1,150,000		21		
17	適用関連法人配当等の額の合計額の合計の4%相当額 (3)×0.04	1,000,000		22		
18	支払利子合計額の合計の10%相当額 (8)×0.1	650,000		23		
19	法第64条の5第6項の規定の適用がある場合、(15)<(16)である場合又は(17)<(18)である場合	該当・非該当		24		

別表八(一)付表二

S1社も同様に記載し更正請求書に添付

各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書

		事業年度等	X・4・1 X+1・3・31	法人名	P社	別表十八(一)
法人名	通算親法人					
法人番号	P社	S1社	S2社			計
納税地	※本設例では記載省略					
事業年度等	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	・	・	

I 各通算法人の所得金額等に関する明細書

所得金額 (別表一付表「1」) (欠損の場合は0)	4	円	円	円	円	円	円
調整通算外配当等流出額 (別表三(一)付表二「20」)	5						
純通算内配当等の額 (別表三(一)付表二「22」)	6						
所得金額差引計 (別表四「39の①」)×(別表七(三)「9」)が0以上の場合のその0以上の額	7						
欠損金額差引計 (別表四「39の①」)×(別表七(三)「9」) (プラスの場合は0)	8						
法人税額 (別表六(二)付表五「1」)	9						
所得金額又は欠損金額 (別表六(二)付表五「13」)	10						
(10)のうち0を超える金額	11						
(10)が0を下回る場合のその下回る額	12						
非課税国外所得金額 (別表六(二)付表五「17」)	13						
(13)が0を下回る場合のその下回る額	14						
(13)のうち0を超える金額	15						
加算前国外所得金額のうち0を超えるもの (別表六(二)付表五「19」のうち0を超える金額)	16						
調整前国外所得金額 (別表六(二)付表五「25」)	17						
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「31」)	18						
(18)が0を下回る場合のその下回る額	19						
(18)のうち0を超える金額	20						
当初損金算入超過額 (当初申告の別表七(一)「4の計」-「2」) (マイナスの場合は0)	21						
当初損金算入不足額 (当初申告の別表七(一)「2」-「4の計」) (マイナスの場合は0)	22						
損金算入限度額 (別表七(二)付表一「2」)	23						
控除対象欠損金額 (別表七(三)付表「8」)	24						
中間申告における発生災害損失欠損金額のうち通算対象外欠損金額以外の部分の金額 (別表七(五)「5」)	25						
通算対象外欠損金額以外の部分に係る繰戻し額 (別表七(五)「7」)	26						
通算前所得金額 (別表七の三「1」)	27						
調整通算前欠損金額 (別表七の三「7」)	28						
適用関連法人配当等の額の合計額 (別表八(一)付表二「1」)	29	13,000,000	12,000,000	0			25,000,000
支払利子合計額 (別表八(一)付表二「6」)	30	2,000,000	4,500,000	0			6,500,000

II 各通算法人の地方法人税額等に関する明細書

地方法人税額 (別表六(二)付表五「37」)	31	円	円	円	円	円	円
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「39」)	32						
(32)が0を下回る場合のその下回る額	33						
(32)のうち0を超える金額	34						

支払利子の額及び受取配当等の額に関する明細書

事業年度		X・4・1 X+1・3・31		法人名	S1社	
支 払 利 子 等 の 額 の 明 細						
令第19条第2項の規定による支払利子控除額の計算						
1	適用・不適用					
2	4,500,000	円				
3	超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)の三)「10」					
4	4,500,000	円				
5	支払利子等の額の合計額 (2)-(3)+(4)					
受 取 配 当 等 の 額 の 明 細						
完全子法人株式会社等						
6	法人名					計
7	本店の所在地					
8	受取配当等の額の計算期間	・	・	・	・	
9	受取配当等の額	円	円	円	円	円
関連子法人株式会社等						
10	法人名	Y社				計
11	本店の所在地					
12	受取配当等の額の計算期間	※本設例では記載省略				
13	保有割合	・	・	・	・	
14	受取配当等の額	12,000,000	円	円	円	12,000,000
法人						
15	同上のうち益金の額に算入される金額	0				
16	益金不算入の対象となる金額 (14)-(15)	12,000,000				
17	(1)が「不適用」の場合又は別表八(一)付表二「13」が「非該当」の場合 (16)×0.04					
18	(16) (16の計)	1				
19	支払利子等の10%相当額 (((5)×0.1)又は(別表八(一)付表二「14」)×(18))	312,000				
20	支払利子等控除後の受取配当等の額 (16)-((17)又は(19))	11,688,000				
その他株式等						
21	法人名					計
22	本店の所在地					
23	保有割合	・	・	・	・	
24	受取配当等の額	円	円	円	円	円
25	同上のうち益金の額に算入される金額					
26	益金不算入の対象となる金額 (24)-(25)					
非支配株式等						
27	法人名又は銘柄					計
28	本店の所在地					
29	基準日等	・	・	・	・	
30	保有割合	・	・	・	・	
31	受取配当等の額	円	円	円	円	円
32	同上のうち益金の額に算入される金額					
33	益金不算入の対象となる金額 (31)-(32)					

別表八(一)付表一

通算法人の関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額の計算に関する明細書

事業年度		X・4・1 X+1・3・31		法人名	S1社	
支 払 利 子 等 の 控 除 額 の 計 算						
1	適用関連法人配当等の額の合計額 (別表八(一)付表一「16」の計)	12,000,000	円	支払利子合計額の配賦割合 (1) (3)	9	0.48
2	他の通算法人の適用関連法人配当等の額の合計額の合計 (別表十八(一)「29」の計)-(1)	13,000,000	円	支払利子配賦額 (8)×(9)	10	3,120,000
3	計 (1)+(2)	25,000,000	円	適用関連法人配当等の額の合計額の4%相当額 (1)×0.04	11	480,000
4	支払利子等の額の合計額 (別表八(一)付表一「5」)	4,500,000	円	支払利子配賦額の10%相当額 (10)×0.1	12	312,000
5	他の通算法人に対する支払利子等の額	0	円	令第19条第2項の適用の判定 (11)≥(12)の場合には「該当」、 その他の場合には「非該当」	13	該当・非該当
6	支払利子合計額 (4)-(5) (マイナスの場合は0)	4,500,000	円	支払利子等の控除額 ((10)+(21))×0.1 (マイナスの場合は0)	14	312,000
7	他の通算法人の支払利子合計額の合計 (別表十八(一)「30」の計)-(6)	2,000,000	円	修正申告で		
8	計 (6)+(7)	6,500,000	円	ある場合		
再計算要否の判定						
15	当初申告適用関連法人配当合計額の合計の4%相当額 (当初申告の(3))×0.04	1,000,000	円	(19)調整前当初支払利子配賦額 (10)	20	円
16	当初申告支払利子合計額の合計の10%相当額 (当初申告の(8))×0.1	1,150,000	円	利子修正額 (6)-(当初申告の(6))	21	円
17	適用関連法人配当等の額の合計額の合計の4%相当額 (3)×0.04	1,000,000	円	調整前当初支払利子配賦額 (20)+(21) (マイナスの場合は0)	22	円
18	支払利子合計額の合計の10%相当額 (8)×0.1	650,000	円	調整前支払利子配賦額の10%相当額 (22)×0.1	23	円
19	法第64条の5第6項の規定の適用がある場合、(15)<(16)である場合又は(17)<(18)である場合	該当・非該当	円	当初支払利子配賦額の控除不足額の益金算入額 (23)-(1) (マイナスの場合は0)	24	円

別表八(一)付表二

設例⑥－２－３

遮断措置があった場合における控除不足
となる金額の益金算入

支払利子の額及び受取配当等の額に関する明細書

事業年度		X・4・1 X+1・3・31		法人名	S2社	
支 払 利 子 等 の 額 の 明 細						
令第19条第2項の規定による支払利子控除額の計算						
1	適用・不適用					
2	1,300,000	円				
3		円				
4		円				
5	1,300,000	円				
受 取 配 当 等 の 額 の 明 細						
6		円				
7		円				
8		円				
9		円				
10		円				
11		円				
12		円				
13		円				
14		円				
15		円				
16		円				
17		円				
18		円				
19		円				
20		円				
21		円				
22		円				
23		円				
24		円				
25		円				
26		円				
27		円				
28		円				
29		円				
30		円				
31		円				
32		円				
33		円				

別表八(一)付表一

通算法人の関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額の計算に関する明細書

事業年度		X・4・1 X+1・3・31		法人名	S2社	
支 払 利 子 等 の 控 除 額 の 計 算						
1	0	円				
2	25,000,000	円				
3	25,000,000	円				
4	1,300,000	円				
5	0	円				
6	1,300,000	円				
7	6,500,000	円				
8	7,800,000	円				
修 正 申 告 で あ る 場 合						
15	1,000,000	円				
16	650,000	円				
17	1,000,000	円				
18	780,000	円				
19	該当・非該当	円				
20		円				
21	1,300,000	円				
22	1,300,000	円				
23	130,000	円				
24	130,000	円				

別表八(一)付表二

各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書

事業年度等	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S2社
-------	-------------------	-----	-----

別表十八(一)

法人名	通算親法人	P社	S1社	S2社			計
法人番号	※本設例では記載省略						
納税地							
事業年度等	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	・	・	・

I 各通算法人の所得金額等に関する明細書

所得金額 (別表一付表「1」) (欠損の場合は0)	4	円	円	円	円	円	円
調整通算外配当等流出額 (別表三(一)付表二「20」)	5						
純通算内配当等の額 (別表三(一)付表二「22」)	6						
所得金額差引計 (別表四「39の①」) - (別表七(三)「9」)が0以上の場合のその0以上の額	7						
欠損金額差引計 (別表四「39の①」) - (別表七(三)「9」) (プラスの場合は0)	8						
法人税額 (別表六(二)付表五「1」)	9						
所得金額又は欠損金額 (別表六(二)付表五「13」)	10						
(10)のうち0を超える金額	11						
(10)が0を下回る場合のその下回る額	12						
非課税国外所得金額 (別表六(二)付表五「17」)	13						
(13)が0を下回る場合のその下回る額	14						
(13)のうち0を超える金額	15						
加算前国外所得金額のうち0を超えるもの (別表六(二)付表五「19」のうち0を超える金額)	16						
調整前国外所得金額 (別表六(二)付表五「25」)	17						
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「31」)	18						
(18)が0を下回る場合のその下回る額	19						
(18)のうち0を超える金額	20						
当初損金算入超過額 (当初申告の別表七(一)「4の計」 - 「2」) (マイナスの場合は0)	21						
当初損金算入不足額 (当初申告の別表七(一)「2」 - 「4の計」) (マイナスの場合は0)	22						
損金算入限度額 (別表七(二)付表一「2」)	23						
控除対象欠損金額 (別表七(三)付表「8」)	24						
中間申告における発生災害損失欠損金額のうち通算対象外欠損金額以外の部分の金額 (別表七(五)「5」)	25						
通算対象外欠損金額以外の部分に係る繰戻し額 (別表七(五)「7」)	26						
通算前所得金額 (別表七の三「1」)	27						
調整通算前欠損金額 (別表七の三「7」)	28						
適用関連法人配当等の額の合計額 (別表八(一)付表二「1」)	29	13,000,000	12,000,000	0			25,000,000
支払利子合計額 (別表八(一)付表二「6」)	30	2,000,000	4,500,000	1,300,000			7,800,000

II 各通算法人の地方法人税額等に関する明細書

地方法人税額 (別表六(二)付表五「37」)	31	円	円	円	円	円	円
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「39」)	32						
(32)が0を下回る場合のその下回る額	33						
(32)のうち0を超える金額	34						

7 交際費等の損金不算入
(通算定額控除限度分配額の計算)
(別表十五付表)

設例⑦－1

当初申告における通算定額控除限度分配 額の計算

交際費等の損金算入に関する明細書		事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	P社	
支出交際費等の額 (8の計)	1	円	543,000	損金算入限度額 (2)又は(3)	4 円 250,000	
支出接待飲食費損金算入基準額 (9の計) × $\frac{50}{100}$	2	円	250,000	損金不算入額 (1) - (4)	5 円 293,000	
中小法人等の定額控除限度額 (1)と $(800万円 \times \frac{1}{12})$ 又は(別表十五付表「5」)のうち少ない金額)	3	円	203,533			
支出交際費等の額の明細						
科目	目	支出額	交際費等の額から 控除される費用の額	差引交際費等の額 ⁽⁸⁾	のうち接待 飲食費の額	
		6 円	7 円	8 円	9 円	
交	際	費	543,000	0	543,000	500,000
計		円	543,000	0	543,000	500,000

別表十五

通算定額控除限度分配額の計算に関する明細書

事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	P社
支出交際費等の額 (別表十五「1」)	1 円 543,000	通算定額控除限度額 (800万円 × $\frac{12}{12}$)	4 円 8,000,000
他の通算法人の支出交際費等の額の合計額 (別表十八(三)「24の計」) - (1)	2 円 20,800,000	通算定額控除限度分配額 (4) × $\frac{(1)}{(3)}$	5 円 203,533
計 (1) + (2)	3 円 21,343,000		

別表十五付表

各通算法人の通算前所得金額等に関する明細書

事業年度 X・4・1
X+1・3・31 法人名 P社

別表十八(三)

法人名	通算親法人			計
	P社	S1社	S2社	
法人番号	※本設例では記載省略			
納税地	※本設例では記載省略			
事業年度	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	： ： ： ：
基準雇用者数 (別表六(二十四)付表「4」)	人	人	人	人
特定新規雇用者基礎数 (別表六(二十四)「19」)				
移転型特定新規雇用者基礎数 (別表六(二十四)「20」)				
特定非新規雇用者基礎数 (別表六(二十四)「21」)				
対象移転型特定非新規雇用者基礎数 (別表六(二十四)「22」)				
通算前所得金額 (別表十(一)付表「1」)	円	円	円	円
通算前欠損金額 (別表十(一)付表「3」)				
軽減対象所得金額 (別表十(一)付表「6」)				
特定事業等欠損金額 (別表十(一)付表「8」)				
特例対象内国法人に該当する場合の通算前所得金額 (別表十(一)付表「10」)				
特例対象内国法人に該当する場合の通算前欠損金額 (別表十(一)付表「12」)				
通算前所得金額 (別表十(二)付表「1」)				
通算前欠損金額 (別表十(二)付表「3」)				
軽減対象所得金額 (別表十(二)付表「6」)				
特定事業等欠損金額 (別表十(二)付表「8」)				
通算前所得金額 (別表四「39の①」+「40の①」)が0以上の場合のその0以上の額)				
通算前欠損金額 (別表四「39の①」+「40の①」)が0を下回る場合のその下回る額)				
控除未済欠損金額 (別表七(一)「3の計」)				
通算前所得金額 (別表四「39の①」+「40の①」-「27の①」)-(別表七(四)「10」-「12」)-(別表十(三)「43」)-(別表十二(十四)「10」+「43の計」)-(別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」)が0以上の場合のその0以上の額)				
通算前欠損金額 (別表四「39の①」+「40の①」-「27の①」)-(別表七(四)「10」-「12」)-(別表十(三)「43」)-(別表十二(十四)「10」+「43の計」)-(別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」)が0を下回る場合のその下回る額)				
支出交際費等の額 (別表十五付表「1」)	543,000	800,000	20,000,000	21,343,000
対象純支払利子等の額 (別表十七(二)「4」)				
対象純受取利子等の額 (別表十七(二)「5」)				

交際費等の損金算入に関する明細書		事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S1社		
支出交際費等の額 (8の計)	1	円	800,000	損金算入限度額 (2)又は(3)	4	円	299,864
支出接待飲食費損金算入基準額 (9の計) × $\frac{50}{100}$	2	円	150,000	損金不算入額 (1)-(4)	5	円	500,136
中小法人等の定額控除限度額 (1)と $(800万円 \times \frac{1}{12})$ 又は(別表十五付表「5」)のうち少ない金額)	3	円	299,864				
支出交際費等の額の明細							
科 目	支出額	交際費等の額から 控除される費用の額	差引交際費等の額 ⁽⁸⁾	のうち接待 飲食費の額			
	6	7	8	9			
	円	円	円	円			
交 際 費	800,000	0	800,000	300,000			
計	800,000	0	800,000	300,000			

別表十五

通算定額控除限度分配額の計算に関する明細書

事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S1社
支出交際費等の額 (別表十五「1」)	1	円	800,000
他の通算法人の支出交際費等の額の合計額 (別表十八(三)「24の計」)-(1)	2	円	20,543,000
計 (1)+(2)	3	円	21,343,000
通算定額控除限度額 (800万円 × $\frac{12}{12}$)	4	円	8,000,000
通算定額控除限度分配額 (4) × $\frac{(1)}{(3)}$	5	円	299,864

別表十五付表

交際費等の損金算入に関する明細書		事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S2社			
支出交際費等の額 (8の計)	1	円	20,000,000	損金算入限度額 (2)又は(3)	4	円	7,496,603	
支出接待飲食費損金算入基準額 (9の計) × $\frac{50}{100}$	2		0					
中小法人等の定額控除限度額 (1)と $(800万円 \times \frac{1}{12})$ 又は(別表十五付表「5」)のうち少ない金額)	3		7,496,603	損金不算入額 (1)-(4)	5		12,503,397	
支出交際費等の額の明細								
科目	目	支出額	交際費等の額から 控除される費用の額	差引交際費等の額 ⁽⁸⁾	(8)のうち接待 飲食費の額			
		6	7	8	9			
		円	円	円	円			
交	際	費	20,000,000	0	20,000,000	0		
	計		20,000,000	0	20,000,000	0		

別表十五

通算定額控除限度分配額の計算に関する明細書

事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S2社
支出交際費等の額 (別表十五「1」)	1	円	20,000,000
他の通算法人の支出交際費等の額の合計額 (別表十八(三)「24の計」)-(1)	2		1,343,000
計 (1)+(2)	3		21,343,000
通算定額控除限度額 (800万円 × $\frac{12}{12}$)	4	円	8,000,000
通算定額控除限度分配額 (4) × $\frac{(1)}{(3)}$	5		7,496,603

別表十五付表

設例⑦－2－1

更正通知書（全体再計算）が送達された
場合の計算過程

(参考) 更正通知書の内容を記載するとした場合の記載例

通算定額控除限度分配額の計算に関する明細書

通算定額控除限度分配額の計算に関する明細書		事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	P社
支出交際費等の額 (別表十五「1」)	1	円	4,300,000		円
他の通算法人の支出交際費等の額の合計額 (別表十八(三)「24の計」)-(1)	2		14,700,000		
計 (1)+(2)	3		19,000,000		
				通算定額控除限度額 (800万円× $\frac{12}{12}$)	4 8,000,000
				通算定額控除限度分配額 $(4) \times \frac{(1)}{(3)}$	5 1,810,526

別表十五付表

各通算法人の通算前所得金額等に関する明細書

各通算法人の通算前所得金額等に関する明細書		事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	P社
法人名	1	通算親法人			
法人番号		P社	S1社	S2社	計
納税地	2	※本設例では記載省略			
事業年度	3	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	・ ・ ・
基準雇用者数 (別表六(二十四)付表「4」)	4	人	人	人	人
特定新規雇用者基礎数 (別表六(二十四)「19」)	5				
移転型特定新規雇用者基礎数 (別表六(二十四)「20」)	6				
特定非新規雇用者基礎数 (別表六(二十四)「21」)	7				
対象移転型特定非新規雇用者基礎数 (別表六(二十四)「22」)	8				
通算前所得金額 (別表十(一)付表「1」)	9	円	円	円	円
通算前欠損金額 (別表十(一)付表「3」)	10				
軽減対象所得金額 (別表十(一)付表「6」)	11				
特定事業等欠損金額 (別表十(一)付表「8」)	12				
特例対象内国法人に該当する場合の通算前所得金額 (別表十(一)付表「10」)	13				
特例対象内国法人に該当する場合の通算前欠損金額 (別表十(一)付表「12」)	14				
通算前所得金額 (別表十(二)付表「1」)	15				
通算前欠損金額 (別表十(二)付表「3」)	16				
軽減対象所得金額 (別表十(二)付表「6」)	17				
特定事業等欠損金額 (別表十(二)付表「8」)	18				
通算前所得金額 (別表四「39の㉑」+「40の㉑」)が0以上の場合のその0以上の額	19				
通算前欠損金額 (別表四「39の㉑」+「40の㉑」)が0を下回る場合のその下回る額	20				
控除未済欠損金額 (別表七(一)「3の計」)	21				
通算前所得金額 (別表四「39の㉑」+「40の㉑」-「27の㉑」)-(別表七(四)「10」-「12」)-(別表十(三)「43」)-(別表十二(十四)「10」+「43の計」)-(別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」)が0以上の場合のその0以上の額	22				
通算前欠損金額 (別表四「39の㉑」+「40の㉑」-「27の㉑」)-(別表七(四)「10」-「12」)-(別表十(三)「43」)-(別表十二(十四)「10」+「43の計」)-(別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」)が0を下回る場合のその下回る額	23				
支出交際費等の額 (別表十五付表「1」)	24	4,300,000	6,200,000	8,500,000	19,000,000
対象純支払利子等の額 (別表十七(二)「4」)	25				
対象純受取利子等の額 (別表十七(二)「5」)	26				

別表十八(三)

通算定額控除限度分配額の計算に関する明細書

		事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S1社		
支出交際費等の額 (別表十五「1」)	1	円	6,200,000	通算定額控除限度額 (800万円× $\frac{12}{12}$)	4	円	8,000,000
他の通算法人の支出交際費等の額の合計額 (別表十八(三)「24の計」)-(1)	2		12,800,000				
計 (1)+(2)	3		19,000,000	通算定額控除限度分配額 (4)× $\frac{(1)}{(3)}$	5		2,610,526

別表十五付表

通算定額控除限度分配額の計算に関する明細書

		事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S2社		
支出交際費等の額 (別表十五「1」)	1	円	8,500,000	通算定額控除限度額 (800万円× $\frac{12}{12}$)	4	円	8,000,000
他の通算法人の支出交際費等の額の合計額 (別表十八(三)「24の計」)-(1)	2		10,500,000				
計 (1)+(2)	3		19,000,000	通算定額控除限度分配額 (4)× $\frac{(1)}{(3)}$	5		3,578,948

別表十五付表

設例⑦－2－2

全体再計算後に支出交際費等の額が変動する場合（遮断措置）

通算定額控除限度分配額の計算に関する明細書

		事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S2社
支出交際費等の額 (別表十五「1」)	1	円	7,500,000	通算定額控除限度額 (800万円× $\frac{12}{12}$)	4 8,000,000
他の通算法人の支出交際費等の額の合計額 (別表十八(三)「24の計」)-(1)	2		10,500,000		
計 (1)+(2)	3		18,000,000	通算定額控除限度分配額 $(4) \times \frac{(1)}{(3)}$	5 3,578,948

別表十五付表

各通算法人の通算前所得金額等に関する明細書

		事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S2社
法人名	1	通算親法人			
法人番号	2	P社	S1社	S2社	計
納税地	2	※本設例では記載省略			
事業年度	3	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	・
基準雇用者数 (別表六(二十四)付表二「4」)	4	人	人	人	人
特定新規雇用者基礎数 (別表六(二十四)「19」)	5				
移転型特定新規雇用者基礎数 (別表六(二十四)「20」)	6				
特定非新規雇用者基礎数 (別表六(二十四)「21」)	7				
対象移転型特定非新規雇用者基礎数 (別表六(二十四)「22」)	8				
通算前所得金額 (別表十(一)付表「1」)	9	円	円	円	円
通算前欠損金額 (別表十(一)付表「3」)	10				
軽減対象所得金額 (別表十(一)付表「6」)	11				
特定事業等欠損金額 (別表十(一)付表「8」)	12				
特例対象内国法人に該当する場合の通算前所得金額 (別表十(一)付表「10」)	13				
特例対象内国法人に該当する場合の通算前欠損金額 (別表十(一)付表「12」)	14				
通算前所得金額 (別表十(二)付表「1」)	15				
通算前欠損金額 (別表十(二)付表「3」)	16				
軽減対象所得金額 (別表十(二)付表「6」)	17				
特定事業等欠損金額 (別表十(二)付表「8」)	18				
通算前所得金額 (別表四「39の㉑」+「40の㉑」)が0以上の場合のその0以上の額	19				
通算前欠損金額 (別表四「39の㉑」+「40の㉑」)が0を下回る場合のその下回る額	20				
控除未済欠損金額 (別表七(一)「3の計」)	21				
通算前所得金額 (別表四「39の㉑」+「40の㉑」-「27の㉑」)-(別表七(四)「10」-「12」)-(別表十(三)「43」)-(別表十二(十四)「10」+「43の計」)-(別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」)が0以上の場合のその0以上の額	22				
通算前欠損金額 (別表四「39の㉑」+「40の㉑」-「27の㉑」)-(別表七(四)「10」-「12」)-(別表十(三)「43」)-(別表十二(十四)「10」+「43の計」)-(別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」)が0を下回る場合のその下回る額	23				
支出交際費等の額 (別表十五付表「1」)	24	4,300,000	6,200,000	7,500,000	18,000,000
対象純支払利子等の額 (別表十七(二)「4」)	25				
対象純受取利子等の額 (別表十七(二)「5」)	26				

別表十八(三)